

各位

会社名 ユニチカ株式会社

代表者名 代表 取締役社長 安江 健治 (コード番号:3103、東証第一部)

問合せ先 経営管理室長杉澤滋

(T E L 06-6281-5695)

第三者割当による種類株式の発行、定款一部変更、資本金、資本準備金及び利益準備金の額の減少、 剰余金の処分並びに金融支援要請に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会(以下「本取締役会」といいます。)にて、次の(1)から(5)までの各事項について決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

- (1)株式会社三菱東京UFJ銀行(以下「三菱東京UFJ銀行」といいます。)、株式会社みずほ銀行(以下「みずほ銀行」といいます。)及び三菱UFJ信託銀行株式会社(以下「三菱UFJ信託銀行」といい、三菱東京UFJ銀行及びみずほ銀行とあわせて「本件引受金融機関」といいます。)との間で、株式引受契約書を締結し、第三者割当の方法により、三菱東京UFJ銀行に対して総額約217億円のA種種類株式を、みずほ銀行及び三菱UFJ信託銀行に対して総額約58億円のB種種類株式を発行し、当該払込金額を当社が本件引受金融機関に対して負う債務の弁済に充てること
- (2) ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壱号投資事業有限責任組合(以下「JIS」といいます。) との間で、引受契約書を締結し、第三者割当による総額 100 億円の C 種種類株式を発行すること
- (3) A種種類株式、B種種類株式及びC種種類株式(以下、あわせて「本種類株式」といいます。)の払込を 停止条件とし、当該払込の日を効力発生日として、資本金、資本準備金及び利益準備金の額を減少し(以 下「本資本金等の額の減少」といいます。)、資本金及び資本準備金の額の減少により発生したその他資本 剰余金の一部で繰越利益剰余金の欠損を填補すること(以下「本剰余金の処分」といいます。)
- (4) 平成26年6月27日開催予定の第204回定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。) に、A種種類株式、B種種類株式、C種種類株式及びD種種類株式の新設等に係る定款の一部変更(以下「本定款変更」といいます。)、本種類株式の発行、本資本金等の額の減少、本剰余金の処分並びにJISが指名する各1名の当社社外取締役及び社外監査役への選任に係る各議案を付議すること
- (5) 借入先金融機関に対して、債務残高の維持を目的とした債務返済条件の変更等の金融支援要請を行うこと。

なお、本種類株式の発行は、本定款変更及び本種類株式の発行に係る議案が本定時株主総会で承認が得られることを条件としています。また、本件引受金融機関によるA種種類株式及びB種種類株式に係る払込みは、本定款変更、本種類株式の発行及び本資本金等の額の減少に係る議案が本定時株主総会において承認されること及び上記(5)の債務返済条件の変更等(以下「本件条件変更等」といいます。)に関する同意書(以下「本件条件変更等に関する同意書」といいます。)を取得していること又は本件条件変更等に関する手続きが本件引受金融機関が合理的に満足する状況にあること等を条件としており、JISによるC種種類株式に係る払込みは、本定款変更、本種類株式の発行、本資本金等の額の減少並びにJISが指名する各1名の当社社外取締役及び社外監査役への選任に係る議案が本定時株主総会において承認されること、A種種類株式及びB種種類株式の株式引受契約書が締結されること並びに本件条件変更等に関する同意書を取得していること等を条件としております。

I. 本件の目的

当社グループの歩みは、明治 22 年尼崎紡績の創業に始まり、大正 7 年以降は三大紡績の一つである大日本紡績として日本の繊維産業を支え、昭和 44 年の日本レイヨンとの合併によって、当社が誕生しました。現在、当社は、高分子事業をコア事業とする国内屈指の素材メーカーであり、特にナイロンフィルムにおいては、国内・アジア地域において圧倒的なシェアを有しております。

尼崎紡績の誕生から 125 年、当社誕生より 45 年を迎え、我が国経済を取り巻く環境はその間にも大きく変化しており、創業事業である繊維事業は、日本の産業構造の変遷に伴い、厳しい事業環境に晒されており、当社は 20 年来、繊維事業を縮小すると同時に、高収益事業である高分子事業へ軸足を徐々に移行してまいりました。 平成 24 年 5 月には、それまでの徹底した構造改革の継続、成長へ向かう強固な基盤構築のために、当社の「あるべき姿」として位置づけた長期ビジョン「ビジョン 2020」、及び現行中期経営計画「Change & Challenge '14」 (平成 24 年~平成 26 年)を策定し、機能資材メーカーとしての基盤強化と低採算事業の収益改善を図るべく、計画達成に向け全力で取り組んでまいりました。その結果、一定の改善はみられたものの、平成 24 年度は、長引く円高の影響から輸出環境は改善せず、また国内消費も力強さに欠き、平成 25 年度後半においては、急激な円高是正による景気底上げの期待感も高まりましたが、輸入財を主とする原材料費が上昇するなど、経営環境は引き続き厳しい状況を強いられ、中期経営計画はその達成が困難になりました。

かかる状況下、我が国がアベノミクスによる構造改革に取り組む中で、日本の繊維産業の草分けとして、微力ながらこれまで我が国経済の発展の一部を担ってきた当社としても、今一度我が国経済や社会への貢献のあり方を検討して参りました。

その検討結果として、当社は、'倹素にして困苦艱難に耐え、創意工夫、変化と革新'を旨とした中興の祖である菊池恭三が掲げた精神に立ち返り、未来永劫我が国経済の発展に貢献できる企業としてあり続けるべく、創業事業である繊維事業からの大幅な撤退を含む聖域なき構造改革を断行する決意に至りました。

具体的には、下記II.のとおり新中期経営計画(以下「本計画」といいます。)を新たに策定し、低採算事業及びノンコア事業の縮小・撤退による事業ポートフォリオ改革を通じて、経営資源を高収益事業である高分子事業及び成長市場であるアジア地域向けの事業へ積極的に投下し、持続的な成長を目指して参ります。大胆な事業ポートフォリオ改革には、多額の自己資本の毀損を伴うこと、また成長分野への積極的な投資を行い一刻も早い抜本的な成長戦略へのシフトを可能とするために、当社は、本件引受金融機関に対してA種種類株式及びB種種類株式を発行し金融支援を受けると同時に、国内で一定の投資実績を有し、当社の中長期的な企業価値向上に向けた経営方針に賛同いただけるJISからのC種種類株式による資金調達を行います。

かかる本件引受金融機関による金融支援により、大胆な事業ポートフォリオ改革を完遂させると同時に、JISからの出資金を成長事業へ積極的に投資することで成長戦略を加速させ、将来にわたる当社の持続的成長を揺るがないものとし、本計画の着実な達成を通じて企業価値の最大化に取り組んでまいります。

また、当社の強みは人であり、改革にあたっては従業員に最大限に配慮を行うとともに、資金のみならず、 人的リソースも成長分野にシフトし、成長戦略の加速を目指します。

なお、本件については、産業の新陳代謝を促すために本年1月に施行された産業競争力強化法に基づく支援 措置の認定を取得すべく、経済産業省に申請することを予定しております。

当社は先人達の創意工夫や変革によって様々な困難を乗り越えて来ましたが、その精神を忘れず新たなユニチカとして新しい経営陣のもと、不退転の覚悟で全社員が力を合わせ変化をおそれず構造改革に取り組んで参ります。

Ⅱ. 本計画の概要

1. 本計画の基本方針

本計画(最終年度平成29年)は、最大限の自助努力に加え、JISからの資本調達を原資とした収益事業への集中投資、低採算事業及びノンコア事業の縮小・撤退、本件引受金融機関及び借入先金融機関による金融支援を織り込んでおります。その実現に向け、長期目線での一貫した経営方針のもと、粘り強く実行し続ける経営姿勢の堅持、決めたことを具現化する業務行動の改革も同時に実行いたします。当社は、全社員が

力を合わせ企業体質や風土を変え、新しいことに挑戦していく所存であります。

2. 本計画の骨子

上記の基本方針を実現するための本計画の骨子は以下の通りです。

(1) アジア市場向け、新素材・新用途向け拡販

成長市場である中国及び東南アジアへの製品供給能力の向上を図るとともに、国内外で高付加価値品を導入するための投資を積極的に実施することで、収益事業の拡大を目指します。

- ① フィルム、不織布事業における、アジア地域での能力増強と差別化品の拡販
- ② 樹脂事業における新素材・新用途向け拡販と、中央研究所開発素材の積極的な製品化
- (2) 事業ポートフォリオ改革

事業を収益性、将来性、グループシナジーを踏まえて峻別し、事業及び子会社数をスリム化することで、 事業ポートフォリオの改革を行い、成長事業へ経営資源を集中投下致します。

- ① 産業繊維事業の構造改革
- ② 低採算・ノンコア事業の縮小・撤退
- (3) 管理コスト削減と組織力強化

抜本的事業再構築の推進、連結経営体制の整備及び地道なコスト削減努力を推進することで、収益体質の 強化を図ります。

- ① 業務の集約、効率化による管理コストの削減
- ② 人事諸制度の見直し(登用・育成・評価)
- (4) 財務体質の健全化

各種施策を実現するための資金余力、財務基盤を確保することで、本計画を着実に遂行してまいります

- ① 金融支援及び外部出資による自己資本増強と資金調達
- ② これらを原資とした上記各種施策効果の現出

Ⅲ. 金融支援

(1) 本金融支援の概要

当社は、本計画に基づく財務体質の健全化策の一環として、①過剰債務の解消を図るべく本件引受金融機関に対する債務返済を目的としたA種種類株式及びB種種類株式の発行、並びに、②借入先金融機関より債務残高の維持を目的とした債務返済条件の変更(以下「債務返済条件の変更」といい、本件引受金融機関によるA種種類株式及びB種種類株式の引受けとあわせて「本金融支援」といいます。)の要請を行う予定です。

(2) 本金融支援の具体的内容

①本件引受金融機関によるA種種類株式及びB種種類株式の引受け

当社は、過剰債務の解消を図るべく、本件引受金融機関に対して、総額約275億円のA種種類株式及びB種種類株式の発行を行い、当該払込金額により、当社の本件引受金融機関に対する有利子負債約275億円を弁済する予定です。

A種種類株式及びB種種類株式の詳細は、下記「IV. 第三者割当による本種類株式の発行について」をご参照下さい。

②債務返済条件の変更の要請

当社は、本計画の遂行及び本種類株式の発行にあたり、借入先金融機関に対して、債務残高の維持を目的として、当該金融機関からの借入約1,600億円について返済期日の平成29年9月末までの延長を内容とした金融支援要請を行い、金融機関との調整を開始いたしました。なお、債務免除又は金利の減免は要請しておりません。

(3) 本金融支援及び本種類株式の発行による当社財務への影響

当社は、平成 26 年 5 月 13 日付の「平成 26 年 3 月期決算短信」に記載のとおり、平成 26 年 3 月期において、連結ベースで純資産額が 19,368 百万円、自己資本比率が 6.1%まで低下しております。また、当社が本日付で公表しております「通期業績予想の修正に関するお知らせ」に記載の通り、平成 27 年 3 月期は、本計画に基づく抜本的な事業再構築に伴う特別損失の計上により連結当期純利益の業績予想は△370 億円となり、本金融支援及び本種類株式の発行を行わない場合、連結ベースで約 160 億円の債務超過に陥る見込みです。

しかし、本種類株式の発行によって総額約375億円の資金を調達し、純資産額が約215億円まで増加することに加えて、当該資金により借入金の一部を弁済することで当社の有利子負債が約275億円減少します。これらにより、当社の自己資本比率は約8.9%に向上することが見込まれ、財務体質の改善が図られるものと考えております。

なお、本計画の策定並びに本金融支援及び本種類株式の発行により、当社は、平成27年3月期の業績予想を修正しております。業績予想の修正については、当社が本日付で公表しております「通期業績予想の修正に関するお知らせ」をご参照下さい。

IV. 第三者割当による本種類株式の発行について

1. 募集の概要

(1) A種種類株式

① 払 込 期 日	平成 26 年 7 月 31 日
② 発行新株式数	21,740 株
③ 発 行 価 額	1株につき 金1,000,000円
④調達資金の額	21,740,000,000 円
⑤ 募集又は割当方法	第三者割当の方法により割り当てる。
(割当予定先)	三菱東京UF J 銀行 21,740 株
6	詳細は別紙1「A種種類株式発行要項」をご覧下さい。
	A種種類株式の配当率は年 1.20%としており、A種種類株主は普通株主に
	優先してB種種類株主と同順位で配当を受け取ることができます。A種種
	類株主に対する配当は累積しません。
	A種種類株式には議決権はなく、譲渡制限が付されております。
そ の 他	A種種類株式には、普通株式を対価とする取得請求権、金銭を対価とする
	取得請求権及び金銭を対価とする取得条項が付されております。
	すべてのA種種類株式について普通株式を対価とする取得請求権が行使さ
	れた場合における最大の希薄化率は約108.1%となります。
	普通株式を対価とする取得請求権は、平成32年7月31日以降にのみ行使
	可能です。

※上記の払込期日までに、本定款変更、本種類株式の発行及び本資本金等の額の減少に係る議案が本定時株主総会において承認されること以外の前提条件のいずれかが満たされない場合、当社取締役会は、平成26年8月1日から平成26年8月29日までの日を払込期日として指定してA種種類株式及びB種種類株式の割当予定先に対し通知することにより、払込期日を変更することができます。

(2) B種種類株式

1	払	込	期	日	平成 26 年 7 月 31 日
2	発	行 新	株 式	数	5,759 株

③ 発 行 価 額	1株につき 金1,000,000円
④調達資金の額	5,759,000,000 円
⑤ 募集又は割当方法	第三者割当の方法により割り当てる。 みずほ銀行 3,635 株
(割当予定先)	三菱UF J信託銀行 2,124 株
⑥ そ の 他	詳細は別紙2「B種種類株式発行要項」をご覧下さい。 B種種類株式の配当率は年2.374%としており、B種種類株主は普通株主に優先してA種種類株主と同順位で配当を受け取ることができます。B種種類株主に対する配当は累積します。 B種種類株式には議決権はなく、譲渡制限が付されております。 B種種類株式には、普通株式を対価とする取得請求権、金銭を対価とする取得請求権及び金銭を対価とする取得条項が付されております。 すべてのB種種類株式について普通株式を対価とする取得請求権が行使された場合における最大の希薄化率は、累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額が存在しない状態で、約28.6%となります。普通株式を対価とする取得請求権は、平成30年7月31日以降にのみ行使可能であり、平成30年7月31日以降平成32年7月30日までの間はC種種類株式及びD種種類株式が自己株式を除き発行されていない場合に限り行使可能であり、平成32年7月31日以降はそのような制限なく行使可能です。

※上記の払込期日までに、本定款変更、本種類株式の発行及び本資本金等の額の減少に係る議案が本定時株主総会において承認されること以外の前提条件のいずれかが満たされない場合、当社取締役会は、平成26年8月1日から平成26年8月29日までの日を払込期日として指定してA種種類株式及びB種種類株式の割当予定先に対し通知することにより、払込期日を変更することができます。

(3) C種種類株式

	,
① 払 込 期 日	平成 26 年 7 月 31 日
②発行新株式数	10,000 株
③ 発 行 価 額	1株につき 金1,000,000円
④調達資金の額	10,000,000,000 円
⑤ 黄焦刀以割业士社	第三者割当の方法により割り当てる。
募集又は割当方法	ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壱号投資事業有限責任
(割当予定先)	組合 10,000 株
6	詳細は別紙3「C種種類株式発行要項」及び別紙4「D種種類株式の内容」
	をご覧下さい。
	C種種類株式の配当率は年6.0%としており、C種種類株主は普通株主、A
	種種類株主及びB種種類株主に優先してD種種類株主と同順位で配当を受
その他	け取ることができます。C種種類株主に対する配当は累積します。
ての地	C種種類株式には議決権はなく、譲渡制限が付されております。
	C種種類株式には、金銭及びD種種類株式を対価とする取得請求権、普通
	株式を対価とする取得請求権、並びに、金銭を対価とする取得条項が付さ
	れております。
	C種種類株式には、金銭及びD種種類株式を対価とする取得請求権が付さ

れていますが、その行使によりC種種類株式1株当たり、払込金額相当額に、C種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を加えた額(以下「C種残余財産分配額」といいます。)の金銭並びに当該行使時期に応じて一定の数のD種種類株式が交付されます。すべてのC種種類株式について金銭及びD種種類株式を対価とする取得請求権を行使し、これにより交付されるD種種類株式のすべてについて普通株式を対価とする取得請求権を行使した場合、希薄化率は、C種種類株式に係る取得請求権の行使時期及びD種種類株式に係る取得請求権の行使時における当社普通株式の時価により異なり、累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額が存在しない状態で、最大で約18.9%となります。

C種種類株式に付された金銭及びD種種類株式を対価とする取得請求権は、C種残余財産分配額を現金で償還し、加えて最大で払込金額相当分の31%に達する償還プレミアム部分をD種種類株式で償還するものですが、かかる取得請求権を付与することにより、償還プレミアム部分を含む全額を金銭で償還する場合と比べて、当社の資金負担を軽減することができるとともに、C種種類株式が直接普通株式に転換された時に比べて希薄化を抑制することが可能となります。

D種種類株式の配当率は、D種種類株式を初めて発行した後2年間について年6.0%とし、それ以降は普通株主と同順位で配当を受け取ることができます。

また、D種種類株式には、普通株式を対価とする取得請求権、普通株式及 び金銭を対価とする取得請求権並びに金銭を対価とする取得請求権が付さ れていますが、取得条項は付されていません。

D種種類株式には議決権はなく、譲渡制限が付されております。

C種種類株式には別途当社普通株式を対価とする取得請求権が付されています。すべてのC種種類株式について当該取得請求権を行使した場合における最大の希薄化率は、累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額が存在しない状態で、約49.7%となります。

当社とJISは、引受契約書において、C種種類株式の金銭及びD種種類株式を対価とする取得請求権並びに普通株式を対価とする取得請求権の行使条件について合意しており、C種種類株式に付された金銭及びD種種類株式を対価とする取得請求権の行使によってD種種類株式が交付され、又は普通株式を対価とする取得請求権の行使によって当社の普通株式が交付されるのは、原則として平成29年8月1日以降となります。

※当社及びJISは、別途合意することにより、平成26年8月1日から平成26年8月29日までの間の日に払込期日を変更することができます。

2. 募集の目的及び理由

(1)募集の目的及び理由

当社は、上記「I.本件の目的」記載のとおり、本計画を新たに策定し、低採算事業及びノンコア事業の縮小・撤退による事業ポートフォリオ改革を通じて、経営資源を高収益事業である高分子事業及び成長市場であるアジア地域向けの事業へ積極的に投下し、持続的な成長を目指すため、本種類株式を発行いたします。

(2) 本種類株式の概要

① 配当

A種種類株式の優先配当率は年1.20%、B種種類株式の優先配当率は年2.374%、C種種類株式の配当率は年6.00%に設定されております。D種種類株式の優先配当率は、D種種類株式が最初に発行された日からその2年後の応当日の前日までの間は年6.00%、それ以後は普通株式と同率・同順位に設定されています。

本種類株式及び普通株主の間の剰余金の配当に関する優先関係は、C種種類株式の累積未払配当金相当額及びD種種類株式の累積未払配当金相当額が第一順位、C種種類株式の優先配当金及びD種種類株式の当初2年間の優先配当金が第二順位、A種種類株式の優先配当金、B種種類株式の優先配当金及びB種累積未払配当金相当額が第三順位、普通株式の配当及びD種種類株式の当初2年間経過後の配当が第四順位となります。

② 議決権・譲渡制限

A種種類株式、B種種類株式、C種種類株式及びD種種類株式には株主総会における議決権が付与されておらず、その譲渡については、当社取締役会の承認を要します。

③ A種種類株式及びB種種類株式の取得請求権及び取得条項

A種種類株式及びB種種類株式には、普通株式を対価とする取得請求権、金銭を対価とする取得請求権及び金銭を対価とする取得条項が付されています。

A種種類株式及びB種種類株式に付された普通株式を対価とする取得請求権は、A種種類株式については平成32年7月31日以降にのみ行使可能であり、B種種類株式については、平成30年7月31日以降にのみ行使可能であり、平成30年7月31日以降にのみ行使可能であり、平成30年7月31日以降はそのような制限ならでであり、平成32年7月31日以降はそのような制限ならでです。A種種類株式及びB種種類株式に付された普通株式を対価とする取得請求権の当初取得価額は、A種種類株式は平成32年7月31日、B種種類株式は平成30年7月31日(但し、平成32年8月1日以降については平成32年7月31日)にそれぞれ先立つ30取引日目に始まる連続する30取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)が公表する当社の普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の平均値相当額(以下「VWAP平均」といいます。)です。取得価額は、取得請求期間中6か月毎にVWAP平均に修正され、上限はなく、下限は当初取得価額の50%又は35円のいずれか大きい額です。

A種種類株式及びB種種類株式に付された金銭を対価とする取得請求権は、平成30年7月31日以降平成32年7月30日まではC種種類株式及びD種種類株式が自己株式を除き発行されていない場合に限り行使可能であり、平成32年7月31日以降は分配可能額がC種種類株式及びD種種類株式の残余財産分配額の合計を超える場合に、当該超える金額についてのみ行使可能です。

A種種類株式及びB種種類株式に付された金銭を対価とする取得条項は、B種種類株式についてはC種種類株式及びD種種類株式が自己株式を除き発行されていない場合に限り、A種種類株式についてはB種種類株式、C種種類株式及びD種種類株式が自己株式を除き発行されていない場合に限り、いつでも発動することができます。

④ C種種類株式の取得請求権及び取得条項

C種種類株式には、金銭及びD種種類株式を対価とする取得請求権、普通株式を対価とする取得請求権、 並びに、金銭を対価とする取得条項が付されています。

C種種類株式には、金銭及びD種種類株式を対価とする取得請求権が付されております。C種種類株式の発行要項では払込期日以降いつでも、C種種類株式の全部又は一部の取得を請求する日を特定して、当該日の30取引日前までに書面により当社に対して撤回不能の通知をすることにより、当社に対して、当該日において金銭及びD種種類株式を対価としてC種種類株式の全部又は一部を取得することを請求できることとな

っております(以下「金銭及びD種種類株式を対価とする取得請求権」といいます。)が、JISは、当社と締結した引受契約書の規定により、平成29年8月1日以降においてのみ、金銭及びD種種類株式を対価とする取得請求権を行使することができます。但し、本契約において、(i)(a)当社及び当社子会社が当事者となっている借入契約等に規定されている財務制限条項に違反し、若しくは重大な債務不履行事由等に該当している場合、(b)当社がJISとの間で締結した引受契約書上の義務若しくは表明保証条項の違反(但し、原則として軽微な違反を除きます。)、(c)当社の分配可能額が、一定の額を下回る場合、(d)当社が金融商品取引法の定めに従った有価証券報告書若しくは四半期報告書その他の書類の提出、届出若しくは開示をしない場合、若しくは、(e)平成27年3月期以降、2期連続で当社の単体営業利益若しくは連結営業利益若しくは単体当期純利益若しくは連結当期純利益のいずれかが負の値となった場合(但し、平成28年3月期以降については本計画に基づき発生する特別損失を足し戻します。)(以下、あわせて「転換制限解除事由」といいます。)、又は(ii)当社から金銭を対価とするC種種類株式の取得条項を行使する旨の書面による通知を受領した場合には、平成29年7月31日以前であっても、いつでも、金銭及びD種種類株式を対価とする取得請求権を行使することができるものとすることが合意されています。なお、当社は、転換制限解除事由が生じたことが判明した場合、又は金銭及びD種種類株式を対価とする取得請求権の行使に係る通知を受領した場合には、直ちにこれを開示いたします。

金銭及びD種種類株式を対価とする取得請求がなされた場合に交付される金銭の額は、常に当該取得請求権に係るC種種類株式の数にC種残余財産分配額を乗じて得られる額であり、交付されるD種種類株式の数は、取得請求権を行使する日に応じて、取得請求権を行使したC種種類株式の数に次の計数を乗じて得られる数です。

平成 26 年 8 月 1 日から平成 27 年 7 月 31 日まで	0.05
平成27年8月1日から平成28年7月31日まで	0.08
平成28年8月1日から平成29年7月31日まで	0.14
平成29年8月1日から平成30年7月31日まで	0.18
平成30年8月1日から平成31年7月31日まで	0.25
平成31年8月1日以降	0.31

C種種類株式には、普通株式を対価とする取得請求権が付されております。C種種類株式の発行要項では 払込期日以降いつでも、当社に対して、普通株式を対価としてC種種類株式の全部又は一部を取得することを請求できることとなっております (以下「普通株式を対価とする取得請求権」といいます。)が、JISは、当社と締結した引受契約書の規定により、平成29年8月1日以降においてのみ、普通株式を対価とする取得請求権を行使することができます。但し、転換制限解除事由のいずれかに該当する場合には、平成29年7月31日以前であっても、JISは、普通株式を対価とした取得請求権を行使することができます。なお、当社は、転換制限解除事由が生じたことが判明した場合、又は普通株式を対価とする取得請求権の行使に係る通知を受領した場合には、直ちにこれを開示いたします。C種種類株式に付された普通株式を対価とする取得請求権の取得価額は、当初56.9円であり、平成27年3月15日以降の6か月毎に、当該日に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引のVWAP平均の92%に相当する額に修正されます。取得価額の上限は78.8円、下限は35円です。

C種種類株式には、金銭を対価とする取得条項が付されております。金銭を対価とする取得条項は、発行要項上、平成27年8月1日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日が到来することをもって、C種種類株主等に対して、金銭対価償還日の60取引日前までに書面による撤回不能の通知を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、C種種類株式の全部を取得することができます。なお、取得条項に基づく取得日より前に金銭及びD種種類株式を対価とする取得請求権を行使する旨の通知がなされた場合、当該取得請求に係るC種種類株式は取得されません。取得条項に基づき取得する場合において当社が支払う金銭の額は、C種種類株式の払込金額相当額に金銭対価償還日の時期に応じて決定される以下の償還係数を乗じた額に、C種累積未払優先配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を加えた額とされてい

ます。

平成	27年8月1日から平成28年7月31日まで	1.12
平成	28年8月1日から平成29年7月31日まで	1.18
平成	29年8月1日から平成30年7月31日まで	1.24
平成	30年8月1日から平成31年7月31日まで	1.30
平成	31 年8月1日以降	1.38

⑤ D種種類株式の取得請求権

D種種類株式には、普通株式を対価とする取得請求権、普通株式及び金銭を対価とする取得請求権並びに 金銭を対価とする取得請求権が付されていますが、取得条項は付されていません。

普通株式を対価とする取得請求権が行使された場合は、D種払込金額相当額に、D種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を加えた額を、取得価額で除して得られる数の普通株式が交付されます。普通株式及び金銭を対価とする取得請求権が行使された場合は、D種払込金額相当額を取得価額で除して得られる数の普通株式と、D種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額に相当する金銭が交付されます。いずれの場合も、取得価額は、当初 56.9 円であり、D種種類株式が最初に発行された日から毎月 15 日に、当該日に先立つ連続する 20 取引日の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引の VWAP 平均の92%に相当する額に修正されます。取得価額の上限は85.4 円、下限は28.5 円です。

金銭を対価とする取得請求権は、平成32年7月31日以降の日を取得日(以下「償還請求日」といいます。) としていつでも、償還請求日の30取引日前までに当会社に対して書面による撤回不能の通知を行った上で、 当社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するD種種類株式の全部又は一部を取得することを請求する ことができるものです。金銭を対価とする取得請求権が行使された場合は、(i)D種払込金額相当額に、D種 累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を加えた額と、(ii)以下の算式で算定される額のうち、高い 価額の金銭が交付されます。

D種払込金額相当額× (1+(パリティー1)×0.25)+D種累積未払配当金相当額+D種日割未払優先配当金額

※ここで「パリティ」とは、取得請求権の行使に係る通知を行った日の当社の普通株式の終値を当該日において有効な修正後取得価額で除した数をいいます。

その他、A種種類株式、B種種類株式、C種種類株式及びD種種類株式の詳細につきましては、別紙1「A種種類株式発行要項」、別紙2「B種種類株式発行要項」、別紙3「C種種類株式発行要項」及び別紙4「D種種類株式の内容」をご参照下さい。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1)調達する資金の額

1)	払 込 金 額 の 総 額	37,499,000,000 円
2	発行諸費用の概算額	450,000,000 円
3	差引手取概算額	37,049,000,000 円

※発行諸費用の概算額のうち主なものは、登録免許税、フィナンシャル・アドバイザリー・フィー及びリーガル・アドバイザリー・フィーです。

(2) 調達する資金の具体的な使涂

①A種種類株式

	具体的な使途	金 額(百万円)	支出予定時期
(ア)	割当先である三菱東京UFJ銀行からの借入金	21,740 百万円	平成 26 年 7 月

具体的な使途	金 額(百万円)	支出予定時期
の返済		

②B種種類株式

	具体的な使途	金 額(百万円)	支出予定時期
(ア)	割当先であるみずほ銀行からの借入金の返済	3,635 百万円	平成 26 年 7 月
(1)	割当先である三菱UFJ信託銀行からの借入金 の返済	2,124 百万円	平成 26 年 7 月

③C種種類株式

	具体的な使途	金 額(百万円)	支出予定時期
(ア)	フィルム事業における国内・中国向け差別化フ	1,850 百万円	平成 27 年 4 月~
())	イルム拡販	1,650 日刀円	平成 29 年 3 月
(1)	樹脂事業における耐熱樹脂拡販	2,900 百万円	平成 26 年 7 月~
			平成 28 年 3 月
(ウ)	不織布事業におけるアジア市場向けPETスパン	4 900 五三田	平成 26 年 7 月~
(9)	ボンド拡販	4,800 百万円	平成 28 年 6 月

※調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

- ※ (ア) について、国内や中国でのフィルム製造設備を改造し、バリアフィルムの製造能力を増強し、その拡 販を図ります
- ※ (イ) について、戦略アイテムである耐熱樹脂「ゼコット」や「アローベース」などの製造能力を増強し、 それらの高機能樹脂の拡販を図ります
- ※(ウ)について、アジアグローバルシェア拡大に向けたタスコ(タイ)における能力増強等を通じた東南アジア市場への展開や、メディカル・衛材用途でのスペックイン等を図ります

4. 資金使途の合理性に関する考え方

「I. 本件の目的」及び上記「II. 本計画の概要」に記載のとおり、本資金調達は、本計画の一環として行われるものであり、当社グループの成長戦略のために必要不可欠であることから、上記の資金使途は合理性があるものと判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本種類株式の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため、プライスウォーターハウスクーパース株式会社(以下「PwC」といいます。)に対して本種類株式の価値分析を依頼した上で、PwCより、本種類株式の価値分析報告書(以下「本価値分析報告書」といいます。)を取得しております。PwCは、一定の前提(本種類株式の配当条件、普通株式を対価とする取得請求権、金銭を対価とする取得請求権、金銭および D種種類株式を対価とする取得請求権、金銭を対価とする取得条項、当社の株価および株価変動率、クレジットコスト、流動性等)の下、一般的な価値算定モデルである二項ツリー・モデルを用いて本種類株式の価値分析を実施しております。本価値分析報告書においては、A種種類株式1株当たりの価格は677千円~718千円、B種種類株式1株当たりの価格は933千円~944千円、C種種類株式1株当たりの価格は1,051千円~1,060千円とされております。

なお、本種類株式の価値分析結果の詳細は、下記のとおりであります。

① 本種類株式の価値分析結果については、以下のとおりです。

A種種類株式: 1株当たり 677 千円~718 千円 B種種類株式: 1株当たり 933 千円~944 千円 C種種類株式: 1 株当たり 1 051 千円 1 060 千

C種種類株式: 1 株当たり 1,051 千円~1,060 千円

② 採用数値の概要

株価:56円(平成26年5月22日の東京証券取引所における終値)

普通株式配当利回り:0.0%(直近の配当実績に基づき算出)

株価変動率:35% (想定権利行使期間に対応した直近期間の株価情報を週次観察して算出)

無リスク利子率: 0.2% (想定権利行使期間に対応した日本国債の利回りを採用)

流動性割引:5% (株式の流動性考慮)

③ 採用した評価モデル

C種種類株式については、3年後に当社による金銭を対価とする取得条項の発動を受けて、割当予定先が金銭およびD種種類株式を対価とする取得請求権の行使を検討するとともに、D種種類株式の取得請求権を行使の結果取得した当社普通株式については市場環境を見ながら適宜売却するものとして、一般的な価値算定モデルである二項ツリー・モデルにより分析を実施しています。

B種種類株式については、C種種類株式の前提を基礎として、一般的な価値算定モデルである二項ツリー・モデルにより分析を実施しています。

A種種類株式については、B種種類株式およびC種種類株式の前提を基礎として、一般的な価値算定モデルである二項ツリー・モデルにより分析を実施しています。

当社は、当社から独立した第三者評価機関であるPwCによる本価値算定書における上記評価結果等を総合的に勘案し、本種類株式の発行は有利発行に該当しないと判断しております。

しかしながら、種類株式の評価に関しては様々な考え方があり得ることから、会社法上本種類株式の払込金額が割当予定先に特に有利な金額であるとされる可能性も完全には否定できないため、会社法第199条第2項及び第200条に基づく有利発行に係る株主総会での特別決議による承認を得ることを条件として本種類株式を発行することといたしました。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社は、A種種類株式を 21,740 株、B種類株式を 5,759 株、C種種類株式を 10,000 株発行することにより、 総額 37,499,000,000 円を調達いたしますが、上述した本種類株式の発行の目的及び資金使途が合理性を有していることに照らしますと、本種類株式の発行数量も合理的であると判断しております。

また、本種類株式については、株主総会における議決権がありませんが、A種種類株式、B種類株式及びC種種類株式の普通株式を対価とする取得請求権、又はC種種類株式の金銭及びD種種類株式を対価とする取得請求権により交付されるD種種類株式の普通株式又は普通株式及び金銭を対価とする取得請求権の行使により、既存株主の皆様に対し希薄化の影響が生じる可能性があります。本種類株式の全部について普通株式を対価とする取得請求権が行使されたと仮定すると、累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額が存在しない状態で、A種種類株式で最大で議決権数 621,142 個、B種種類株式で最大で議決権数 164,542 個、C種種類株式で最大で議決権数 285,714 個の普通株式が交付されることになり、全てを合計すると平成 26 年 3 月 31 日現在の株主名簿に基づく当社の発行済普通株式に係る議決権総数である 574,623 個に対する割合は約 186.5%となります。

このように、本種類株式の取得請求権の行使により当社の普通株式が交付された場合には、株式の希薄化が生じることになりますが、①本種類株式の発行による自己資本の増強が財務体質の安定化に資すること、②C種種類株式の引受契約書において、転換制限解除事由が発生しない限り、平成29年7月31日まではJISは

普通株式を対価とする取得請求権を行使しない旨の合意がなされており、また、転換制限解除事由が発生した 場合又は当社がC種種類株式について取得条項を行使する旨の通知をした場合に限り、金銭及びD種種類株式 を対価とする取得請求権を行使できる旨の合意がなされており、普通株式の早期の希薄化を回避し、事業構造 改革の実行による企業価値向上のための時間的猶予が確保されているとともに、平成27年8月1日以降いつで も当社により行使可能な金銭を対価とする取得条項を発動することにより、平成29年7月31日以降原則とし て行使可能となる普通株式を対価とする取得請求権を行使させないことが可能となる設計がなされていること、 ③ A種種類株式については平成32年7月31日以降に、B種種類株式については平成30年7月31日以降に、 普通株式を対価とする取得請求権が行使可能となる(B種種類株式については、平成30年7月31日以降平成 32 年7月30 日までの間はC種種類株式及びD種種類株式が自己株式を除き発行されていない場合に限り行使 可能であり、平成32年7月31日以降はそのような制限なく行使可能です。)のに対し、金銭を対価とする取得 条項はいつでも(B種種類株式についてはC種種類株式及びD種種類株式が、A種種類株式についてはB種種 類株式、C種種類株式及びD種種類株式が、それぞれ自己株式を除き発行されていない限り)発動可能であり、 当社の判断により、A種種類株式及びB種種類株式を強制償還することにより、普通株式を対価とする取得請 求権の行使による希薄化の発生を防止することが可能な設計がなされていること、④本種類株式及びD種種類 株式に関する普通株式を対価とする取得請求権について修正後の取得価額に下限を設定していること等により、 希薄化によって既存株主の皆様に生じ得る影響をより少なくするための方策を講じております。このような観 点から、当社としては、本種類株式の発行により生じ得る希薄化の規模も合理的であると判断しております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

①A種種類株式

(平成25年9月30日現在)

(1)	名称	株式会社三菱東京UFJ銀行	
(2)	所 在 地	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	
(3)	代表者の役職・氏名	頭取 平野 信行	
(4)	事 業 内 容	銀行業	
(5)	資 本 金	1,711,958 百万円	
(6)	設 立 年 月 日	大正8年8月15日	
(7)	発 行 済 株 式 数	12,707,738,122 株	
(8)	決 算 期	3月31日	
(9)	従 業 員 数	(連結) 59,750 名	
(10)	主 要 取 引 先	一般個人及び法人	
(11)	大株主及び持株比率	株式会社三菱UF Jフィナンシャル・グループ 100%	
(12)	当社との関係		
	資 本 関 係	当社の普通株式を 4.04%保有しております。(平成 26 年 3 月 31 日現在)	
	人 的 関 係	当社の役員への転籍1名、当社の従業員への出向者2名がおります。	
	取引関係	当社に対して 39,000 百万円の融資を行っております。(平成 26 年 3 月 31	
		日現在)	
	関連当事者への	該当事項はありません。	
	該 当 状 況		
(13)	最近3年間の経営成績及び財政状態		

決算期	平成23年3月期	平成 24 年 3 月期	平成25年3月期
連結純資産	8,907,445	9,262,169	10,658,841
連結総資産	163,123,183	171,663,939	181,625,557
1株当たり連結純資産(円)	579.24	620.62	729.93
連結経常収益	3,209,835	3,295,914	3,419,307
連結経常利益	849,766	931,709	1,070,928
連 結 当 期 純 利 益	719,795	544,324	673,514
1株当たり連結当期純利益(円)	56.78	42.57	53.07
	普通株式	普通株式	普通株式
	19.96	11.64	11.19
1 株 当 た り 配 当 金(円)	第一回第六種優先株式	第一回第六種優先株式	第一回第六種優先株式
	210.90	210.90	115.45
	第一回第七種優先株式	第一回第七種優先株式	第一回第七種優先株式
	115.00	115.00	115.00

(単位:百万円。特記しているものを除く。)

※ 割当予定先は、当社に貸付を行っている日本の金融庁の監督を受けている金融機関であることから、割当予定先に関して特に調査を行っていないものの、特定団体等とは関係がないものと判断しております。

②B種種類株式

(平成25年9月30日現在)

					(—	以 23 午 3 月 30 日 50 11	
(1)	名		称	株式会社みずほ銀行			
(2)	所	在	地	東京都千代田区大手町一	·丁目5番5号		
(3)	代表者の)役職•	氏名	頭取 林 信秀			
(4)	事 業	内	容	銀行業			
(5)	資	本	金	1,404,065 百万円			
(6)	設 立	年 月	日	大正 12 年 5 月 7 日			
(7)	発行法	斉 株 式	こ数	19,911,223 株			
(8)	決	算	期	3月31日			
(9)	従 業	員	数	(連結) 35,269名			
(10)	主 要	取 引	先	一般個人及び法人			
(11)	大株主及	及び持株	比率	株式会社みずほフィナンシャル・グループ 100%			
(12)	当社。	との関	係				
	資 本	関	係	当社の普通株式を 0.33%	保有しております。(平成	26年3月31日現在)	
	人 的	関	係	該当事項はありません。			
	取引	関	係	当社に対して 27,735 百万	5円の融資を行っておりま	す。(平成 26 年 3 月 31	
	HX TI	(F)	TON	日現在)			
	関連当	事者~	〜 の	 該当事項はありません。			
	該当	状	況				
(13)	最近3年	間の経営	成績及	び財政状態			
		決	:算期	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期	平成25年3月期	
連	結 純	資	産	4,689,334	4,732,660	5,359,529	

連結総資産	92,950,239	94,621,163	104,051,669
1株当たり連結純資産(円)	198,228.31	216,544.16	254,226.60
連結経常収益	1,393,988	1,350,920	1,547,693
連結経常利益	378,203	352,669	358,393
連 結 当 期 純 利 益	266,490	280,873	259,898
1株当たり連結当期純利益(円)	35,503.79	17,389.87	16,091.18
	普通株式	普通株式	普通株式
	16,151	16,151	16,151
	第二回第四種優先株式	第二回第四種優先株式	第二回第四種優先株式
	64	64	64
1 株 当 た り 配 当 金(円)	第八回第八種優先株式	第八回第八種優先株式	第八回第八種優先株式
	85	85	85
	第十一回第十三種優先	第十一回第十三種優先	第十一回第十三種優先
	株式	株式	株式
	3,609	3,609	3,609

(単位:百万円。特記しているものを除く。)

※ 割当予定先は、当社に貸付を行っている日本の金融庁の監督を受けている金融機関であることから、割当予定先に関して特に調査を行っていないものの、特定団体等とは関係がないものと判断しております。

(平成25年9月30日現在)

						(平)	成 25 年 9 月 30 日現在)	
(1)	名			称	三菱UF J信託銀行株式	会社		
(2)	所	7	玍	地	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号			
(3)	代表	表者の征		氏名	取締役社長 若林 辰雄			
(4)	事	業	内	容	信託銀行業			
(5)	資	7	本	金	324,279 百万円			
(6)	設	立	年 月	日	昭和2年3月10日			
(7)	発	行 済	株式	、数	3,369,442,304 株			
(8)	決	1	算	期	3月31日			
(9)	従	業	員	数	(連結) 11,660名			
(10)	主	要耳	取 引	先	一般個人及び法人			
(11)	大村	朱主及で	び持株	比率	株式会社三菱UFJフィ	ナンシャル・グループ 10	00%	
(12)	当	社 と	の関	係				
	資	本	関	係	当社の普通株式を 0.22%	保有しております。(平成	26年3月31日現在)	
	人	的	関	係	該当事項はありません。			
	取	引	関	係	当社に対して 12,867 百万 日現在)	万円の融資を行っておりま	す。(平成26年3月31	
	関	連当事	事者 ′	<u>への</u>				
	該	当	状	況	該当事項はありません。			
(13) 最近3年間の経営成績2				成績及	び財政状態			
			決	:算期	平成23年3月期	平成 24 年 3 月期	平成25年3月期	
連	結	純	資	産	1,413,486	1,595,779	1,874,425	
連	結	総	資	産	25,280,070	26,897,506	29,589,757	

1株当たり連結純資産(円)	385.07	432.95	514.64
連結経常収益	569,227	611,257	618,137
連結経常利益	112,185	127,273	153,934
連 結 当 期 純 利 益	76,227	80,488	127,060
1株当たり連結当期純利益(円)	22.62	23.88	37.70
	普通株式	普通株式	普通株式
1 株 当 た り 配 当 金(円)	8.17	8.01	7.71
	第一回優先株式	第一回優先株式	第一回優先株式
	5.30	5.30	5.30

(単位:百万円。特記しているものを除く。)

※ 割当予定先は、当社に貸付を行っている日本の金融庁の監督を受けている金融機関であることから、割当予定先に関して特に調査を行っていないものの、特定団体等とは関係がないものと判断しております。

③ C 種種類株式

(平成26年3月31日現在)

(1)	名	称	ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壱号投資事業有限責任			
	11 /	\1,	組合			
(2)	所 在	地	東京都千代田区大手町一丁目5番1号			
(3)	設 立 根 拠 🤄	等	投資事業有限責任組合契約に関する法律			
(4)	組成目	的	有価証券の取得等			
(5)	組成	日	平成 22 年 11 月 16 日			
(6)			株式会社日本政策投資銀行			
			株式会社みずほ銀行			
	.∐. <i>У⁄</i> ≈ ' -	-12 .	株式会社三井住友銀行			
	出資者		株式会社三菱東京 UFJ 銀行			
			三菱商事株式会社			
			ドイツ銀行東京支店			
(7)			カ ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会			
			名			
	業務執行組合員の概要	要	所 在 地 東京都千代田区大手町一丁目5番1号			
	(無限責任組合))	代表者のハナボゲのトラマボング			
	(General Partner))	役職・氏名 代表取締役社長 齋藤 進一			
			事業内容 有価証券の取得及び保有等			
			資 本 金 100,000,000 円			
(8)	当社と業務執行組合」	員係	資本関係、取引関係及び人的関係なし			

※ なお、割当予定先の業務執行組合員の代表者に対する面談等を通じ、割当予定先及びその出資者が反社会的勢力とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

(2)割当予定先を選定した理由

① A種及びB種種類株式

A種種類株式及びB種種類株式は、A種種類株式及びB種種類株式の発行により払い込む金銭を、当社の債務の弁済に充当する予定であります。この結果、当社の有利子債務が圧縮され、財務体質の改善を図ることが

可能となります。また、当社としては、A種種類株式及びB種種類株式の発行により、株式会社三菱東京UF J銀行、株式会社みずほ銀行及び三菱UF J信託銀行株式会社には今後も当社の主要取引銀行としてご支援いただきたいと考えております。かかる理由により、当社は上記割当先を選定いたしました。

② C種種類株式

C種種類株式の発行に際し、当社の事業目的や経営方針、並びにC種種類株式の目的・商品性に対して賛同いただける投資家を検討した結果、国内で一定の投資実績を有するJISに対してC種種類株式を発行することといたしました。

なお、当社とJISとの間では、当社に対する出資に関する事項について、以下の内容を含む契約を締結することを決議しております。

(a) 当社の遵守事項

当社は、一定の条件の下、(1) 当社が本計画が達成されるよう合理的な最善の努力を尽くすこと、(2) JISがC種種類株式を一定数以上保有する限り、原則として、当社及び当社の子会社の定款等の変更、株式等の発行、自己株式の取得、剰余金の配当、一定の重要な資産・事業等の取得又は処分、一定の組織再編行為、一定の借入・保証等、倒産処理手続きの申立等、本計画の変更、本計画の実行のための外部専門家の起用、その他株主総会の特別決議を要する行為等の重要な行為を当社又は当社の連結子会社が行う場合に、JISの事前の承諾を得ること(但し、JISはかかる承諾を不合理に拒絶又は留保してはならないものとされています。)、(3) JISと共同で、本計画の進捗状況等を確認又は協議するためのモニタリング会議を設置・開催すること、(4) JISが指名する者各1名を非常勤の社外取締役及び社外監査役の候補者とすること、(5) C種種類株式に係る剰余金の分配及び取得請求権の行使の対価としての金銭の交付を実現するための資金及び分配可能額を創出するべく必要な措置をとるよう合理的に努力すること、(6) 当社及び当社子会社が当事者となっている借入契約等に規定されている財務制限条項の違反その他の債務不履行事由等に該当する場合、本計画の抜本的な改善を行うこと、(7) JISが希望する数の当社普通株式の借株を受けることができるよう実務上可能な限り協力すること等を、JISに誓約しています。

(b) 取得請求権の行使制限

JISは、払込期日以降平成29年7月31日までの間、転換制限解除事由が発生しない限り、C種種類株式について普通株式を対価とする取得請求権を行使することができません。また、JISは、払込期日以降平成29年7月31日までの間、転換制限解除事由が発生した場合又は当社がC種種類株式について取得条項を行使する旨の通知をした場合に限り、C種種類株式について金銭及びD種種類株式を対価とする取得請求権を行使することができます。なお、JISが、平成29年7月31日までの間、その保有するC種種類株式の全部又は一部につき譲渡又は処分する場合、JISは、あらかじめその相手方をして、上記の普通株式を対価とする取得請求権並びに金銭及びD種種類株式を対価とする取得請求権の行使制限に関する義務を遵守することを当社に対して約させるものとされています。

(c) 払込義務の前提条件

本定款変更、本種類株式の発行、本資本金等の額の減少並びにJISが指名する各1名の当社社外取締役及び社外監査役への選任に係る議案が本定時株主総会において承認されること、A種種類株式、B種種類株式の株式引受契約書が締結されること、本件条件変更等に関する同意書を取得していること等が、JISによるC種種類株式に係る払込義務の履行の前提条件となっております。

(3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置

① 本件引受金融機関

当社は、本件引受金融機関に、原則として、A種種類株式及びB種種類株式を中期的に保有していただきたいと考えております。

なお、譲渡によるA種種類株式及びB種種類株式の取得については、当社取締役会の承認を要します。

② J I S

当社は、JISから、原則として、C種種類株式を中期的に保有する方針である旨の説明を受けております。

割当予定先は、平成29年7月31日までの間、転換制限解除事由が発生しない限り、C種種類株式の普通株式を対価とする取得請求権を行使することができず、平成29年7月31日までの間、転換制限解除事由が発生した場合又は当社がC種種類株式について取得条項を行使する旨の通知をした場合に限り、C種種類株式について金銭及びD種種類株式を対価とする取得請求権を行使することができます。

平成 29 年8月1日以降につきましては、割当予定先からは、C種種類株式の普通株式を対価とする取得請求権よりも金銭及びD種種類株式を対価とする取得請求権を優先的に行使することを検討していることを確認しております。そして、割当予定先が金銭及びD種種類株式を対価とする取得請求権を行使した場合、当該行使により割当予定先がD種種類株式を取得することになりますが、その場合、割当予定先がD種種類株式に付された普通株式を対価とする取得請求権を行使して当社普通株式を取得する可能性があります。かかる取得請求権の行使の結果として割当予定先が交付を受けた場合の当該普通株式については、割当予定先は市場環境を見ながら適宜売却していく意向であることを確認しております。

また、D種種類株式は取得価額が毎月修正されるところ、当社とJISは、東京証券取引所の定める有価 証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定めに基づき、原則として、 単一暦月中に MSCB 等の買受人の行使により取得される株式数が、D種種類株式の発行日時点における上場 株式数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る転換又は行使を制限する旨、及び、JISは、 C種種類株式又はD種種類株式を第三者に譲渡する場合には、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社と の間で上記の内容及び譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも同様の内容を約させることを約させる旨を引受契約書で定めています。

なお、譲渡によるC種種類株式及びD種種類株式の取得については、当社取締役会の承認を要します。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先からは、払込期日までに払込みに要する資金の準備が完了できる旨の報告を得ており、さらに出資者の財務諸表を確認する等し、払込期日までに割当予定株式を引き受けるのに十分な資金を確保できるものと判断しております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前(平成 26 年 3 月 31 日現在)		募集後
株式会社三菱東京UFJ銀行	4.04%	同左
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	2.48%	
(信託口)		
日本トラスティ・サービス信託銀行株式	2.41%	
会社(信託口)		
ユニチカ従業員持株会	2.12%	
大同生命保険株式会社(常任代理人 日	1.38%	
本トラスティ・サービス信託銀行株式会		
社)		

日本証券金融株式会社	1.13%
東京海上日動火災保険株式会社	1.12%
株式会社 SBI 証券	1.12%
ユニチカ共栄会	1.07%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式	1.03%
会社(信託口5)	

8. 今後の見通し

本種類株式の発行により、平成27年3月期連結及び単体の財務体質の安定化を図ります。なお、今後の見通 しについては、当社が本日付で公表しております「通期業績予想の修正に関するお知らせ」をご参照下さい。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本種類株式の発行は、希薄化率が 25%以上となることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める株主の意思確認手続きとして、本定時株主総会において会社法第 199 条第 2 項及び第 200 条に 基づく特別決議による承認を得る予定です。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)

						平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
連	結	·	壱	上	追	174,662 百万円	160,190 百万円	162,686 百万円
連	結	営	業	利	益	9,579 百万円	5,519 百万円	6,799 百万円
連	結	経	常	利	益	5,753 百万円	3,853 百万円	4,713 百万円
連	結	当其	期 納	1 利	益	1,297 百万円	△10,875 百万円	583 百万円
1 柞	朱当た	_り連	結当	期純和	川益	2.35 円	△18.87 円	1.01 円
1	株当	当た	り	配当	金	_	_	
1	株当	たり	連結	宇純 資	産	49.81 円	30.88 円	26.97 円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成26年3月31日現在)

(=) 28 1/1/(=4-1) @ 28 1/1/(
	株 式 数	発行済株式数に対する比率					
発 行 済 株 式 数	577,523,433 株	100%					
現時点の転換価額(行使価額)に							
おける潜在株式数	_	1					
下限値の転換価額(行使価額)に							
おける潜在株式数	_	_					
上限値の転換価額(行使価額)に							
おける潜在株式数	_	-					

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

0 1111 110			
	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
始 値	66 円	53 円	51 円
高 値	68 円	56 円	78 円
安値	38 円	34 円	48 円

終値	52 円	51 円	57 円
71.5	5=13	011	0,1

② 最近6か月間の状況

	11 月	12 月	1月	2月	3月	4月
始 値	61 円	63 円	65 円	63 円	60 円	58 円
高 値	66 円	66 円	74 円	65 円	62 円	59 円
安 値	58 円	60 円	67 円	62 円	53 円	54 円
終値	62 円	64 円	65 円	62 円	57 円	58 円

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成 26 年 5 月 23 日
始 値	56 円
高 値	56 円
安 値	55 円
終値	56 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況 該当事項はありません。

11. 発行要項

別紙1「A種種類株式発行要項」、別紙2「B種種類株式発行要項」及び別紙3「C種種類株式発行要項」を ご参照下さい。

V. 定款の一部変更について

1. 定款変更の目的

A種種類株式、B種種類株式、C種種類株式及びD種種類株式の発行を可能とするために、これらの株式に関する規定を新設します。

2. 定款変更の内容

本定款変更の内容は別紙5「定款変更案」のとおりです。

VI.本資本金等の額の減少及び本剰余金の処分について

1. 本資本金等の額の減少及び本剰余金の処分の目的

当社は、早期に財務体質の健全化を図り、今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、本資本金等の額の減少を行い、資本金及び資本準備金をその他資本剰余金へ利益準備金を繰越利益剰余金へ、それぞれ振り替えることといたしました。なお、本資本金等の額の減少については、本種類株式の払込を条件とします。

また、当社は、会社法第452条の規定に基づき剰余金の処分をして、本資本金等の額の減少により発生した その他資本剰余金の一部で繰越利益剰余金の欠損を填補することといたしました。なお、本剰余金の処分については、本資本金等の額の減少の効力が生じることを条件とします。

2. 本資本金等の額の減少の要領

- (1)減少する資本金の額44,947,500,000 円
- (2)減少する資本準備金の額23,134,500,000 円
- (3)減少する利益準備金の額1,506,000,000 円
- (4) 本資本金等の額の減少の方法

会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき本資本金等の額の減少を上記のとおり行った上で、 資本金及び資本準備金をその他資本剰余金へ利益準備金を繰越利益剰余金へそれぞれ振り替えます。

- 3. 本剰余金の処分の要領
- (1)減少する剰余金の項目及び額その他資本剰余金 68,082,000,000 円
- (2) 増加する剰余金の項目及び額繰越利益剰余金 68,082,000,000 円

4. 今後の見通し

本資本金等の額の減少は、純資産の部における資本金、資本準備金をその他資本剰余金の勘定とし、利益準備金を繰越利益剰余金の勘定とする振替処理であり、また、本剰余金の処分は、純資産の部におけるその他資本剰余金を繰越利益剰余金の勘定とする振替処理であり、いずれも当社の純資産額の変動はなく、当社の業績に与える影響もありません。

VII. 日程

	<u> </u>	
平成26年5月26日(月)	本定時株主総会の招集に係る取締役会決議	
平成26年6月10日(火)	本資本金等の額の減少のための債権者異議申述公告(予定)	
平成26年6月27日(金)	本定時株主総会決議(予定)	
	本定款変更の効力発生日(予定)	
平成26年7月10日(木)	本資本金等の額の減少のための債権者異議申述最終期日(予定)	
平成26年7月31日 (木)	本種類株式に係る払込みの完了(予定)	
	本資本金等の額の減少及び本剰余金の処分の効力発生日(予定)	

A 種種類株式発行要項

1. 株式の名称

ユニチカ株式会社 A 種種類株式(以下「A 種種類株式」という。)

2. 募集株式の数

21,740 株

3. 募集株式の払込金額

1株につき1,000,000円

4. 増加する資本金及び資本準備金

資本金 10,870,000,000 円 (1 株につき、500,000 円) 資本準備金 10,870,000,000 円 (1 株につき、500,000 円)

5. 払込金額の総額

21,740,000,000 円

6. 払込期日

平成26年7月31日。但し、本会社取締役会は、払込期日を平成26年8月1日から平成26年8月29日までの間の日に変更することができる。

7. 発行方法

第三者割当の方法により、株式会社三菱東京 UFJ 銀行に 21,740 株を割り当てる。

- 8. 剰余金の配当
 - (1) A 種優先配当金

本会社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された A 種種類株式を有する株主(以下「A 種種類株主」という。)又は A 種種類株式の登録株式質権者(A 種種類株主と併せて以下「A 種種類株主等」という。)に対し、下記 16. (1)に定める支払順位に従い、A 種種類株式 1 株につき、下記(2)に定める額の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を、以下「A 種優先配当金」という。)を行う。なお、A 種優先配当金に、各 A 種種類株主等が権利を有する A 種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) A 種優先配当金の金額

A 種種類株式 1 株当たりの A 種優先配当金の額は、以下に定めるとおりとする。除算は最後に行い、 円位未満小数第 2 位まで計算し、その小数第 2 位を四捨五入する。

(a) 1,000,000円(以下「払込金額相当額」という。)に、1.20%を乗じて算出した額の金銭について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日(但し、当該剰余金の配当の基準日が平成27年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日(A種種類株式が最初に発行された日をいう。以下同じ。))(同日を含む。)から当該剰余金の配当の基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日(但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)として日割計算により算出される金額とする。但し、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の、当該剰余金の配当の基準日より前の日を基準日としてA種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、A種種類株式1株当たりのA種優先配当金の額は、その各配当におけるA種優先配当金(但し、下記(b)に従ってA種優先配当金を計算したときは、本(a)に従い計算されるA種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。)の合計額を控除した金額とする。

(b) 上記(a)にかかわらず、当該剰余金の配当の基準日(以下「配当基準日」という。)の翌日(同日を含む。)から当該剰余金の配当が行われる時点までの間に本会社が A 種種類株式を取得した場合は、配当基準日を基準日として行う A 種優先配当金の額は、上記(a)に従って計算される額に、当該剰余金の配当が行われる時点の直前において発行済みの A 種種類株式(本会社が有するものを除く。以下本(b)において同じ。)の数を当該配当基準日の終了時点において発行済みの A 種種類株式の数で除して得られる比率を乗じて得られる金額とする。

(3) 非参加条項

本会社は、A 種種類株主等に対しては、A 種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、本会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は本会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(4) 非累積条項

ある事業年度に属する日を基準日として A 種種類株主等に対して行われた 1 株当たりの剰余金の配当の不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

9. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

本会社は、残余財産を分配するときは、A 種種類株主等に対し、下記 16. (2)に定める支払順位に従い、A 種種類株式1株につき、払込金額相当額に、下記(3)に定める日割未払優先配当金額を加えた額(以下「A 種残余財産分配額」という。)の金銭を支払う。なお、A 種残余財産分配額に、各 A 種種類株主等が権利を有する A 種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 非参加条項

A 種種類株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 日割未払優先配当金額

A 種種類株式 1 株当たりの日割未払優先配当金額は、残余財産の分配が行われる日(以下「分配日」という。)の属する事業年度において、分配日を基準日として A 種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、上記 8. (2) (a) に従い計算される A 種優先配当金相当額とする。

10. 議決権

A 種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

11. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 普通株式対価取得請求権

A 種種類株主は、平成32年7月31日以降いつでも、本会社に対して、下記(2)に定める数の普通株式 (以下「請求対象普通株式」という。)の交付と引換えに、その有するA 種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下「普通株式対価取得請求」という。)ができるものとし、本会社は、当該普通株式対価取得請求に係るA 種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該A 種種類株主に対して交付するものとする。

(2) A 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数 A 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係る A 種種類株式の数に、A 種残余財産分配額を乗じて得られる額を、下記(3) 乃至(6) で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本(2) においては、上記 9. (3) に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「普通株式対価取得請求が効力を生じた日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係る A 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数

に1 株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

(3) 当初取得価額

当初取得価額は、平成32年7月31日に先立つ連続する30取引日(以下、本(3)において「当初取得価額算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)が発表する本会社の普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(以下「VWAP」という。)の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)に相当する額とする。但し、当初取得価額が35円(但し、下記(6)の調整を受ける。以下「当初下限取得価額」という。)を下回る場合には、当初取得価額は当初下限取得価額とする。なお、当初取得価額算定期間中に下記(5)に規定する事由が生じた場合、上記のVWAPの平均値及び当初下限取得価額は下記(5)に準じて本会社が適当と判断する値に調整される。「取引日」とは、東京証券取引所において本会社普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAPが公表されない日は含まないものとし、以下同様とする。

(4) 取得価額の修正

取得価額は、平成33年1月31日(同日を含む。)以降、毎年1月末日及び7月末日(当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。以下「取得価額修正日」という。)において、各取得価額修正日に先立つ連続する30取引日(以下、本(4)において「取得価額算定期間」という。)の東京証券取引所が発表する本会社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、取得価額算定期間中に下記(5)に規定する事由が生じた場合、当該VWAPの平均値は下記(5)に準じて本会社が適当と判断する値に調整される。)に相当する額に修正され(以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。)、修正後取得価額は同日より適用される。但し、修正後取得価額が当初取得価額の50%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)(但し、下記(6)の調整を受ける。)又は当初下限取得価額のうちいずれか高い方の金額(以下「下限取得価額」という。)を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。

(5) 取得価額の調整

- (a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。
 - ① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(但し、その時点で本会社が保有する普通株式を除く。)」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(但し、その時点で本会社が保有する普通株式を除く。)」とそれぞれ読み替える。

調整後取得価額 = 調整前取得価額 × 分割前発行済普通株式数 分割後発行済普通株式数

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日 (株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降これを適用する。

② 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

調整後取得価額 = 調整前取得価額 × 併合前発行済普通株式数 併合後発行済普通株式数

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

③ 下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は本会社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(5)において同じ。)の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、本会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する本会社が保有する普通株式の数」、「本会社が保有する普通株式の数」は「処分前において本会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

(発行済普通株式数 -本会社が保有する 普通株式の数) 新たに発行する × 1株当たり 普通株式の数 × 払込金額

普通株式1株当たりの時価

調整後取得価額 = 調整前取得価額 ×

(発行済普通株式数-本会社が保有する普通株式の数) +新たに発行する普通株式の数

- (4) 本会社に取得をさせることにより又は本会社に取得されることにより、下記(d)に定める普 通株式 1 株当たりの時価を下回る普通株式 1 株当たりの取得価額をもって普通株式の交付 を受けることができる株式を発行又は処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、か かる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④におい て同じ。)に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準 日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。) に、また株主割当日がある場合は その日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付された ものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用し て計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株 式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合には その日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株 式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点 において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式 が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを 適用する。
- ⑤ 行使することにより又は本会社に取得されることにより、普通株式 1 株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下本⑤において同じ。)の合計額が下記(d)に定める普通株式 1 株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1 株当たり払込

金額」として普通株式 1 株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式 1 株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。但し、本⑤による取得価額の調整は、本会社又は本会社の子会社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

- (b) 上記(a) に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、本会社は A 種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。
 - ① 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
 - ② 取得価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
 - ③ その他、発行済普通株式数(但し、本会社が保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。
- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式 1 株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立 つ連続する 30 取引日の東京証券取引所が発表する本会社の普通株式の普通取引の VWAP の平均 値とする。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が 0.1 円 未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本(e)により不要とされた調 整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。
- (6) 下限取得価額及び当初下限取得価額の調整

上記(5)の規定により取得価額の調整を行う場合には、下限取得価額及び当初下限取得価額について も、「取得価額」を「下限取得価額」及び「当初下限取得価額」に読み替えた上で上記(5)の規定を 準用して同様の調整を行う。

(7) 普通株式対価取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

(8) 普通株式対価取得請求の効力発生

普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が上記(7)に記載する普通株式 対価取得請求受付場所に到達したとき又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時 点に発生する。

(9) 普通株式の交付方法

本会社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をした A 種種類株主に

対して、当該 A 種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口 座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

12. 金銭を対価とする取得請求権

(1) 金銭対価取得請求権

A 種種類株主は、平成30年7月31日以降、(i) 平成30年7月31日以降平成32年7月30日(同日 を含む。) までの日を償還請求日(以下に定義される。) とする場合は、当該償還請求日において C 種種類株式及びD種種類株式のいずれについても発行済株式(発行会社が有するものを除く。)が存 しないときに限り、また、(ii) 平成32年7月31日以降の日を償還請求日とする場合は、(a)分配 可能額(会社法第461条第2項に定める分配可能額をいう。以下本(1)において同じ。)から、(b)当 該償還請求日に発行済の全ての C 種種類株式 (発行会社が有するものを除く。) に C 種残余財産分配 額 (C 種種類株式発行要項 9. (1)に定義される。) を乗じた額及び(c)同日に発行済の全ての D 種種類 株式(発行会社が有するものを除く。)に D 種残余財産分配額(D 種種類株式の内容 4. (1)に定義さ れる。)を乗じた額を控除した額(以下「償還請求可能額」という。)が正の値であるときに限り、 毎月 15 日(当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。)を償還請求が効力を生じる日(以下 「償還請求日」という。)として、償還請求日の30取引日前までに本会社に対して書面による通知 (撤回不能とする。以下「償還請求事前通知」という。) を行った上で、本会社に対して、金銭の交 付と引換えに、その有する A 種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下「償 還請求」という。) ができるものとし、本会社は、当該償還請求に係る A 種種類株式を取得するのと 引換えに、法令の許容する範囲内において、当該償還請求に係る A 種種類株式の数に A 種残余財産 分配額を乗じて得られる額の金銭を、当該 A 種種類株主に対して交付するものとする。なお、本(1) においては、上記 9. (3) に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる 日」及び「分配日」を「償還請求日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。但し、償 還請求日において償還請求がなされた A 種種類株式及び同日に金銭を対価とする取得請求権が行使 された B 種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における分配可 能額(但し、償還請求日が平成32年7月31日以降の日である場合においては、償還請求可能額。 以下本(1)において同じ。) を超える場合には、償還請求がなされた A 種種類株式及び取得請求権の 行使がなされた B 種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額が分配可能額を 超えない範囲内においてのみ A 種種類株式及び B 種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従 い取得されなかったA種種類株式については、償還請求がなされなかったものとみなす。

(2) 取得請求等受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

(3) 償還請求等の効力発生

償還請求事前通知の効力は、償還請求事前通知に要する書類が上記(2)に記載する取得請求等受付場所に到達したときに発生する。償還請求の効力は、当該償還請求事前通知に係る償還請求日において発生する。

13. 金銭を対価とする取得条項

本会社は、払込期日以降いつでも、金銭対価償還日(以下に定義される。)の開始時において、B 種種類株式、C 種種類株式及びD 種種類株式のいずれについても発行済株式(発行会社が有するものは除く。)が存しない場合に限り、本会社の取締役会が別に定める日(以下「金銭対価償還日」という。)が到来することをもって、A 種種類株主等に対して、金銭対価償還日の60取引日前までに書面による通知(撤回不能とする。)を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A 種種類株式の全部を取得することができる(以下「金銭対価償還」という。)ものとし、本会社は、当該金銭対価償還

に係る A 種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係る A 種種類株式の数に A 種残余財産分配額を乗じて得られる額の金銭を、A 種種類株主に対して交付するものとする。なお、本 13. においては、上記 9. (3)に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ金銭対価償還日と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係る A 種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に 1 円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

14. 譲渡制限

A 種種類株式を譲渡により取得するには、本会社の取締役会の承認を受けなければならない。

- 15. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等
 - (1) 本会社は、A種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。
 - (2) 本会社は、A 種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける 権利を与えない。
 - (3) 本会社は、A 種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

16. 優先順位

- (1) A 種優先配当金、B 種優先配当金 (B 種種類株式発行要項 8. (1)に定義される。)、C 種優先配当金 (C 種種類株式発行要項 8. (1)に定義される。)、D 種優先配当金 (D 種種類株式の内容 3. (1)に定義される。)、B 種累積未払配当金相当額 (B 種種類株式発行要項 8. (4)に定義される。)、C 種累積未払配当金相当額 (C 種種類株式発行要項 8. (4)に定義される。)、D 種累積未払配当金相当額 (D 種種類株式の内容 3. (4)に定義される。)、D 種普通配当金 (D 種種類株式の内容 3. (5)(a)に定義される。)及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者 (以下「普通株主等」と総称する。)に対する剰余金の配当の支払順位は、C 種累積未払配当金相当額及びD 種累積未払配当金相当額が第1順位(それらの間では同順位)、A 種優先配当金、B 種優先配当金及び B 種累積未払配当金相当額が第3順位(それらの間では同順位)、A 種優先配当金及び普通株主等に対する剰余金の配当が第4順位(それらの間では同順位)、D 種普通配当金及び普通株主等に対する剰余金の配当が第4順位(それらの間では同順位)とする。
- (2) A 種種類株式、B 種種類株式、C 種種類株式、D 種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支 払順位は、C 種種類株式及びD 種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位(それらの間では同順位)、 B 種種類株式に係る残余財産の分配を第2順位、A 種種類株式に係る残余財産の分配を第3順位、普 通株式に係る残余財産の分配を第4順位とする。
- (3) 本会社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

以上

B種種類株式発行要項

1. 株式の名称

ユニチカ株式会社 B種種類株式(以下「B種種類株式」という。)

2. 募集株式の数

5,759株

3. 募集株式の払込金額

1株につき 1,000,000円

4. 増加する資本金及び資本準備金

資本金 2,879,500,000 円 (1 株につき、500,000 円) 資本準備金 2,879,500,000 円 (1 株につき、500,000 円)

5. 払込金額の総額

5,759,000,000 円

6. 払込期日

平成26年7月31日。但し、本会社取締役会は、払込期日を平成26年8月1日から平成26年8月29日までの間の日に変更することができる。

7. 発行方法

第三者割当の方法により、それぞれ以下のとおり割り当てる。

株式会社みずほ銀行

3,635株

三菱 UF.J 信託銀行株式会社

2,124株

8. 剰余金の配当

(1) B 種優先配当金

本会社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された B 種種類株式を有する株主(以下「B 種種類株主」という。)又は B 種種類株式の登録株式質権者(B 種種類株主と併せて以下「B 種種類株主等」という。)に対し、下記 16.(1)に定める支払順位に従い、B 種種類株式 1 株につき、下記(2)に定める額の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を、以下「B 種優先配当金」という。)を行う。なお、B 種優先配当金に、各 B 種種類株主等が権利を有する B 種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) B 種優先配当金の金額

B 種種類株式 1 株当たりの B 種優先配当金の額は、以下に定めるとおりとする。除算は最後に行い、 円位未満小数第 2 位まで計算し、その小数第 2 位を四捨五入する。

(a) 1,000,000円(以下「払込金額相当額」という。)に、2.374%を乗じて算出した額の金銭について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日(但し、当該剰余金の配当の基準日が平成27年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日(B種種類株式が最初に発行された日をいう。以下同じ。))(同日を含む。)から当該剰余金の配当の基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日(但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)として日割計算により算出される金額とする。但し、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の、当該剰余金の配当の基準日より前の日を基準日としてB種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、B種種類株式1株当たりのB種優先配当金の額は、その各配当におけるB種優

先配当金(但し、下記(b)に従ってB種優先配当金を計算したときは、本(a)に従い計算されるB種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。)の合計額を控除した金額とする。

(b) 上記(a)にかかわらず、当該剰余金の配当の基準日(以下「配当基準日」という。)の翌日(同日を含む。)から当該剰余金の配当が行われる時点までの間に本会社が B 種種類株式を取得した場合は、配当基準日を基準日として行う B 種優先配当金の額は、上記(a)に従って計算される額に、当該剰余金の配当が行われる時点の直前において発行済みの B 種種類株式(本会社が有するものを除く。以下本(b)において同じ。)の数を当該配当基準日の終了時点において発行済みの B 種種類株式の数で除して得られる比率を乗じて得られる金額とする。

(3) 非参加条項

本会社は、B 種種類株主等に対しては、B 種優先配当金及び B 種累積未払配当金相当額(次号に定める。)の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、本会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社 法第 758 条第 8 号ロ若しくは同法第 760 条第 7 号ロに規定される剰余金の配当又は本会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第 763 条第 12 号ロ若しくは同法第 765 条第 1 項第 8 号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(4) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日として B 種種類株主等に対して行われた 1 株当たりの剰余金の配当(当該事業年度より前の各事業年度に係る B 種優先配当金につき本(4)に従い累積した B 種累積未払配当金相当額(以下に定義される。)の配当を除く。また、上記(2)(b)に従って B 種優先配当金を計算したときは、上記(2)(a)に従い計算される B 種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。)の総額が、当該事業年度に係る B 種優先配当金の額(当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、上記(2)(a)に従い計算される B 種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、上記(2)(a)但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。)に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この場合の累積額は、当該事業年度に係る定時株主総会の翌日(同日を含む。)以降においては、年率 2.374%の利率で1年毎の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。本号に従い累積する金額(以下「B 種累積未払配当金相当額」という。)については、下記16.(1)に定める支払順位に従い、B 種種類株主等に対して配当する。

9. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

本会社は、残余財産を分配するときは、B 種種類株主等に対し、下記 16. (2) に定める支払順位に従い、B 種種類株式 1 株につき、払込金額相当額に、B 種累積未払配当金相当額及び下記(3) に定める日割未払優先配当金額を加えた額(以下「B 種残余財産分配額」という。)の金銭を支払う。但し、本(1) においては、残余財産の分配が行われる日(以下「分配日」という。)が配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなして B 種累積未払配当金相当額を計算する。なお、B 種残余財産分配額に、各 B 種種類株主等が権利を有する B 種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 非参加条項

B種種類株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 日割未払優先配当金額

B種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基

準日として B 種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、上記 8. (2)(a)に従い計算される B 種優先配当金相当額とする。

10. 議決権

B 種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

11. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 普通株式対価取得請求権

B種種類株主は、(i)平成30年7月31日以降、平成32年7月30日 (同日を含む。)までの間は、普通株式対価取得請求(以下に定義される。)の効力が生じる時点においてC種種類株式及びD種種類株式のいずれについても発行済株式(発行会社が有するものは除く。)が存しないときに限り、また、(ii)平成32年7月31日以降はいつでも、本会社に対して、下記(2)に定める数の普通株式(以下「請求対象普通株式」という。)の交付と引換えに、その有するB種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下「普通株式対価取得請求」という。)ができるものとし、本会社は、当該普通株式対価取得請求に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該B種種類株主に対して交付するものとする。

(2) B 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るB種種類株式の数に、B種残余財産分配額を乗じて得られる額を、下記(3) 乃至(6) で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本(2) においては、上記 9. (1) に定める B 種累積未払配当金相当額の計算及び上記 9. (3) に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「普通株式対価取得請求が効力を生じた日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係る B 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に 1 株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第 167 条第 3 項に定める金銭の交付は行わない。

(3) 当初取得価額

当初取得価額は、平成30年7月31日に先立つ連続する30取引日(以下、本(3)において「当初取得価額算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)が発表する本会社の普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(以下「VWAP」という。)の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)に相当する額とする。但し、当初取得価額が35円(但し、下記(6)の調整を受ける。以下「当初下限取得価額」という。)を下回る場合には、当初取得価額は当初下限取得価額とする。なお、当初取得価額算定期間中に下記(5)に規定する事由が生じた場合、上記のVWAPの平均値及び当初下限取得価額は下記(5)に準じて本会社が適当と判断する値に調整される。「取引日」とは、東京証券取引所において本会社普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAPが公表されない日は含まないものとし、以下同様とする。

(4) 取得価額の修正

取得価額は、平成31年1月31日(同日を含む。)以降、毎年1月末日及び7月末日(当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。以下「取得価額修正日」という。)において、各取得価額修正日に先立つ連続する30取引日(以下、本(4)において「取得価額算定期間」という。)の東京証券取引所が発表する本会社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、取得価額算定期間中に下記(5)に規定する事由が生じた場合、当該VWAPの平均値は下記(5)に準じて本会社が適当と判断する値に調整される。)に相当する額に修正され(以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。)、修正後取得価額は同日より適用される。但し、修正後取得価額が当初取得価額(但し、平成32年8月1日以降については、平成32年7月31日における取得価額)の50%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その

小数第 2 位を四捨五入する。)(但し、下記(6)の調整を受ける。)又は当初下限取得価額のうちいずれか高い方の金額(以下「下限取得価額」という。)を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。

(5) 取得価額の調整

- (a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。
 - ① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(但し、その時点で本会社が保有する普通株式を除く。)」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(但し、その時点で本会社が保有する普通株式を除く。)」とそれぞれ読み替える。

調整後取得価額 = 調整前取得価額 × 分割前発行済普通株式数 分割後発行済普通株式数

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日 (株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降これを適用する。

② 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

併合後発行済普通株式数

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

③ 下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は本会社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(5)において同じ。)の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、本会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する本会社が保有する普通株式の数」、「本会社が保有する普通株式の数」は「処分前において本会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

(発行済普通株式数 -本会社が保有する 普通株式の数) 新たに発行する \times 1株当たり 普通株式の数 \times 払込金額

普通株式1株当たりの時価

調整後取得価額 = 調整前取得価額 ×

(発行済普通株式数-本会社が保有する普通株式の数) +新たに発行する普通株式の数

④ 本会社に取得をさせることにより又は本会社に取得されることにより、下記(d)に定める普

通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。)に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- (5) 行使することにより又は本会社に取得されることにより、普通株式 1 株当たりの新株予約 権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産(金銭以外の財産を出資の目的 とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下本⑤において同じ。)の合計額が下 記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けるこ とができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新 株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権 無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。)に、また株 主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は 取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1 株当たり払込 金額」として普通株式 1 株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出 資される財産の普通株式 1 株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取 得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無 償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその 翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株 式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点 において発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交 付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用 する。但し、本⑤による取得価額の調整は、本会社又は本会社の子会社の取締役、監査役 又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予 約権には適用されないものとする。
- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、本会社はB種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。
 - ① 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
 - ② 取得価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
 - ③ その他、発行済普通株式数(但し、本会社が保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変

更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。
- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式 1 株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ連続する 30 取引日の東京証券取引所が発表する本会社の普通株式の普通取引の VWAP の平均値とする。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が 0.1 円 未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本(e)により不要とされた調 整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。
- (6) 下限取得価額及び当初下限取得価額の調整

上記(5)の規定により取得価額の調整を行う場合には、下限取得価額及び当初下限取得価額について も、「取得価額」を「下限取得価額」及び「当初下限取得価額」に読み替えた上で上記(5)の規定を 準用して同様の調整を行う。

(7) 普通株式対価取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 大阪市中央区伏見町三丁目 6 番 3 号 三菱UF J 信託銀行株式会社 大阪証券代行部

(8) 普通株式対価取得請求の効力発生

普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が上記(7)に記載する普通株式 対価取得請求受付場所に到達したとき又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時 点に発生する。

(9) 普通株式の交付方法

本会社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をした B 種種類株主に対して、当該 B 種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

12. 金銭を対価とする取得請求権

(1) 金銭対価取得請求権

B 種種類株主は、平成 30 年 7 月 31 日以降、(i) 平成 30 年 7 月 31 日以降平成 32 年 7 月 30 日 (同日 を含む。) までの日を償還請求日(以下に定義される。) とする場合は、当該償還請求日において C 種種類株式及びD種種類株式のいずれについても発行済株式(発行会社が有するものを除く。)が存 しないときに限り、また、(ii)平成32年7月31日以降の日を償還請求日とする場合は、(a)分配可 能額 (会社法第 461 条第 2 項に定める分配可能額をいう。以下本(1)において同じ。) から、(b)当該 償還請求日に発行済の全ての C 種種類株式 (発行会社が有するものを除く。) に C 種残余財産分配額 (C 種種類株式発行要項 9. (1)に定義される。) を乗じた額及び(c)同日に発行済の全ての D 種種類株 式 (発行会社が有するものを除く。) に D 種残余財産分配額 (D 種種類株式の内容 4. (1)に定義され る。)を乗じた額を控除した額(以下「償還請求可能額」という。)が正の値であるときに限り、毎 月15日(当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。)を償還請求が効力を生じる日(以下「償 還請求日」という。)として、償還請求日の30取引日前までに本会社に対して書面による通知(撤 回不能とする。以下「償還請求事前通知」という。)を行った上で、本会社に対して、金銭の交付と 引換えに、その有する B 種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下「償還請 求」という。)ができるものとし、本会社は、当該償還請求に係るB種種類株式を取得するのと引換 えに、法令の許容する範囲内において、当該償還請求に係る B 種種類株式の数に B 種残余財産分配 額を乗じて得られる額の金銭を、当該 B 種種類株主に対して交付するものとする。なお、本(1)にお いては、上記 9. (1) に定める B 種累積未払配当金相当額の計算及び上記 9. (3) に定める日割未払優先

配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「償還請求日」と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。但し、償還請求日において償還請求がなされた B 種種類株式及び同日に金銭を対価とする取得請求権が行使された A 種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における分配可能額(但し、償還請求日が平成32年7月31日以降の日である場合においては、償還請求可能額。以下本(1)において同じ。)を超える場合には、償還請求がなされた B 種種類株式及び取得請求権の行使がなされた A 種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額が分配可能額を超えない範囲内においてのみ B 種種類株式及び A 種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかった B 種種類株式については、償還請求がなされなかったものとみなす。

(2) 取得請求等受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

(3) 償還請求等の効力発生

償還請求事前通知の効力は、償還請求事前通知に要する書類が上記(2)に記載する取得請求等受付場所に到達したときに発生する。償還請求の効力は、当該償還請求事前通知に係る償還請求日において発生する。

13. 金銭を対価とする取得条項

本会社は、払込期日以降いつでも、金銭対価償還日(以下に定義される。)の開始時において、C種種類株式及び D 種種類株式のいずれについても発行済株式(発行会社が有するものを除く。)が存しない場合に限り、本会社の取締役会が別に定める日(以下「金銭対価償還日」という。)が到来することをもって、B 種種類株主等に対して、金銭対価償還日の60取引日前までに書面による通知(撤回不能とする。)を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、B 種種類株式の全部を取得することができる(以下「金銭対価償還」という。)ものとし、本会社は、当該金銭対価償還に係る B 種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係る B 種種類株式の数に B 種残余財産分配額を乗じて得られる額の金銭を、B 種種類株主に対して交付するものとする。なお、本 13. においては、上記 9. (1)に定める B 種累積未払配当金相当額の計算及び上記 9. (3)に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ金銭対価償還日と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係る B 種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に 1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

14. 譲渡制限

B種種類株式を譲渡により取得するには、本会社の取締役会の承認を受けなければならない。

- 15. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等
 - (1) 本会社は、B 種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。
 - (2) 本会社は、B 種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける 権利を与えない。
 - (3) 本会社は、B 種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

16. 優先順位

(1) A 種優先配当金 (A 種種類株式発行要項 8. (1)に定義される。)、B 種優先配当金、C 種優先配当金 (C 種種類株式発行要項 8. (1)に定義される。)、D 種優先配当金 (D 種種類株式の内容 3. (1)に定義される。)、B 種累積未払配当金相当額、C 種累積未払配当金相当額 (C 種種類株式発行要項 8. (4)に定義される。)、D 種累積未払配当金相当額 (D 種種類株式の内容 3. (4)に定義される。)、D 種普通配当金 (D 種種類株式の内容 3. (5) (a)に定義される。)及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式

質権者(以下「普通株主等」と総称する。)に対する剰余金の配当の支払順位は、C種累積未払配当金相当額及びD種累積未払配当金相当額が第1順位(それらの間では同順位)、C種優先配当金及びD種優先配当金が第2順位(それらの間では同順位)、A種優先配当金、B種優先配当金及びB種累積未払配当金相当額が第3順位(それらの間では同順位)、D種普通配当金及び普通株主等に対する剰余金の配当が第4順位(それらの間では同順位)とする。

- (2) A 種種類株式、B 種種類株式、C 種種類株式、D 種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支 払順位は、C 種種類株式及びD 種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位(それらの間では同順位)、 B 種種類株式に係る残余財産の分配を第2順位、A 種種類株式に係る残余財産の分配を第3順位、普 通株式に係る残余財産の分配を第4順位とする。
- (3) 本会社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

以上

C種種類株式発行要項

1. 株式の名称

ユニチカ株式会社 C 種種類株式(以下「C 種種類株式」という。)

2. 募集株式の数

10,000 株

3. 募集株式の払込金額

1株につき1,000,000円

4. 増加する資本金及び資本準備金

資本金 5,000,000,000 円 (1 株につき、500,000 円) 資本準備金 5,000,000,000 円 (1 株につき、500,000 円)

5. 払込金額の総額

10,000,000,000 円

6. 払込期日

平成26年7月31日。但し、本会社取締役会は、払込期日を平成26年8月1日から平成26年8月29日までの間の日に変更することができる。

7. 発行方法

第三者割当の方法により、ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壱号投資事業有限責任組合に 10,000 株を割り当てる。

- 8. 剰余金の配当
 - (1) C種優先配当金

本会社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された C 種種類株式を有する株主(以下「C 種種類株主」という。)又は C 種種類株式の登録株式質権者(C 種種類株主と併せて以下「C 種種類株主等」という。)に対し、下記 16. (1)に定める支払順位に従い、C 種種類株式 1 株につき、下記(2)に定める額の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を、以下「C 種優先配当金」という。)を行う。なお、C 種優先配当金に、各 C 種種類株主等が権利を有する C 種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

- (2) C 種優先配当金の金額
 - C 種種類株式1株当たりのC 種優先配当金の額は、以下に定めるとおりとする。除算は最後に行い、 円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。
 - a) 1,000,000円(以下「払込金額相当額」という。)に、6.0%を乗じて算出した額の金銭について、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度の初日(但し、当該剰余金の配当の基準日が平成27年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、払込期日(C種種類株式が最初に発行された日をいう。以下同じ。))(同日を含む。)から当該剰余金の配当の基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日(但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)として日割計算により算出される金額とする。但し、当該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の、当該剰余金の配当の基準日より前の日を基準日としてC種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、C種種類株式1株当たりのC種優先配当金の額は、その各配当におけるC種優先配当金(但し、下記(b)に従ってC種優先配当金を計算したときは、本(a)に従い計算されるC種

優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。)の合計額を控除した金額とする。

(b) 上記(a)にかかわらず、当該剰余金の配当の基準日(以下「配当基準日」という。)の翌日(同日を含む。)から当該剰余金の配当が行われる時点までの間に本会社が C 種種類株式を取得した場合は、配当基準日を基準日として行う C 種優先配当金の額は、上記(a)に従って計算される額に、当該剰余金の配当が行われる時点の直前において発行済みの C 種種類株式(本会社が有するものを除く。以下本(b)において同じ。)の数を当該配当基準日の終了時点において発行済みの C 種種類株式の数で除して得られる比率を乗じて得られる金額とする。

(3) 非参加条項

本会社は、C 種種類株主等に対しては、C 種優先配当金及び C 種累積未払配当金相当額(次号に定める。)の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、本会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社 法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は本会社が行う新 設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定され る剰余金の配当についてはこの限りではない。

(4) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日として C 種種類株主等に対して行われた 1 株当たりの剰余金の配当 (当該事業年度より前の各事業年度に係る C 種優先配当金につき本(4)に従い累積した C 種累積未払配当金相当額 (以下に定義される。)の配当を除く。また、上記(2)(b)に従って C 種優先配当金を計算したときは、上記(2)(a)に従い計算される C 種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。)の総額が、当該事業年度に係る C 種優先配当金の額 (当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、上記(2)(a)に従い計算される C 種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、上記(2)(a)但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。)に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この場合の累積額は、当該事業年度に係る定時株主総会の翌日(同日を含む。)以降においては、年率 6.0%の利率で1年毎の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。本号に従い累積する金額(以下「C 種累積未払配当金相当額」という。)については、下記16.(1)に定める支払順位に従い、C 種種類株主等に対して配当する。

9. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

本会社は、残余財産を分配するときは、C 種種類株主等に対し、下記 16. (2) に定める支払順位に従い、C 種種類株式 1 株につき、払込金額相当額に、C 種累積未払配当金相当額及び下記(3) に定める日割未払優先配当金額を加えた額(以下「C 種残余財産分配額」という。)の金銭を支払う。但し、本(1) においては、残余財産の分配が行われる日(以下「分配日」という。)が配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなして C 種累積未払配当金相当額を計算する。なお、C 種残余財産分配額に、各 C 種種類株主等が権利を有する C 種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 非参加条項

C 種種類株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 日割未払優先配当金額

C 種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日として C 種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、上記8.(2)(a)に従い計算される C

種優先配当金相当額とする。

10. 議決権

C種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

11. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 普通株式対価取得請求権

C 種種類株主は、払込期日以降いつでも、本会社に対して、下記(2)に定める数の普通株式(以下「請求対象普通株式」という。)の交付と引換えに、その有する C 種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下「普通株式対価取得請求」という。)ができるものとし、本会社は、当該普通株式対価取得請求に係る C 種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該 C 種種類株主に対して交付するものとする。

(2) C 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

C 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係る C 種種類株式の数に、C 種残余財産分配額を乗じて得られる額を、下記(3) 乃至(6) で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本(2) においては、上記 9. (1) に定める C 種累積未払配当金相当額の計算及び上記 9. (3) に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「普通株式対価取得請求が効力を生じた日」と読み替えて、C 種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係る C 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に 1 株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第 167 条第 3 項に定める金銭の交付は行わない。

(3) 当初取得価額 56.9円

(4)

取得価額の修正

取得価額は、平成27年3月15日及びそれ以降の6か月毎の応当日(当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。以下「取得価額修正日」という。)において、各取得価額修正日に先立つ連続する30取引日(以下、本(4)において「取得価額算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)が発表する本会社の普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(以下「東京証券取引所」という。)が発表する本会社の普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(以下「WAP」という。)の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、取得価額算定期間中に下記(5)に規定する事由が生じた場合、当該 WAP の平均値は下記(5)に準じて本会社が適当と判断する値に調整される。)の92%に相当する額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)に修正され(以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。)、修正後取得価額は同日より適用される。但し、修正後取得価額が35.0円(但し、下記(6)の調整を受ける。以下「下限取得価額」という。)を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とし、また、修正後取得価額が78.8円(但し、下記(6)の調整を受ける。以下「上限取得価額」という。)を上回る場合には、修正後取得価額は上限取得価額とする。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において本会社普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAPが公表されない日は含まないものとし、以下同様とする。

(5) 取得価額の調整

- (a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。
 - ① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(但し、その時点で本会社が保有する普通株式を除く。)」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(但し、その時点で本会社が保有する普通株式を除く。)」とそれぞれ読み替える。

分割前発行済普通株式数

調整後取得価額 = 調整前取得価額 ×

分割後発行済普通株式数

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日 (株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降これを適用する。

② 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

調整後取得価額 = 調整前取得価額 ×

併合前発行済普通株式数

併合後発行済普通株式数

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

③ 下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は本会社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(5)において同じ。)の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、本会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する本会社が保有する普通株式の数」、「本会社が保有する普通株式の数」は「処分前において本会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

(発行済普通株式数 -本会社が保有する 普通株式の数) 新たに発行する × 1 株当たり 普通株式の数 × 払込金額

普通株式1株当たりの時価

調整後取得価額 = 調整前取得価額 ×

(発行済普通株式数-本会社が保有する普通株式の数) +新たに発行する普通株式の数

④ 本会社に取得をさせることにより又は本会社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。)に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点

において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式 が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを 適用する。

- 行使することにより又は本会社に取得されることにより、普通株式 1 株当たりの新株予約 権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産(金銭以外の財産を出資の目的 とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下本⑤において同じ。)の合計額が下 記(d)に定める普通株式 1 株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けるこ とができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新 株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権 無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。)に、また株 主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は 取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1 株当たり払込 金額」として普通株式 1 株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出 資される財産の普通株式 1 株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取 得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無 償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその 翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株 式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点 において発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交 付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用 する。但し、本⑤による取得価額の調整は、本会社又は本会社の子会社の取締役、監査役 又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予 約権には適用されないものとする。
- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、本会社は C 種種 種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の 日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。
 - ① 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
 - ② 取得価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
 - ③ その他、発行済普通株式数(但し、本会社が保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。
- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式 1 株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立 つ連続する 30 取引日の東京証券取引所が発表する本会社の普通株式の普通取引の VWAP の平均 値とする。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が 0.1 円 未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本(e)により不要とされた調 整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。
- (6) 上限取得価額及び下限取得価額の調整 上記(5)の規定により取得価額の調整を行う場合には、上限取得価額及び下限取得価額についても、

「取得価額」を「上限取得価額」又は「下限取得価額」に読み替えた上で上記(5)の規定を準用して同様の調整を行う。

(7) 普通株式対価取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 大阪市中央区伏見町三丁目 6 番 3 号 三菱UF J 信託銀行株式会社 大阪証券代行部

(8) 普通株式対価取得請求の効力発生

普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が上記(7)に記載する普通株式 対価取得請求受付場所に到達したとき又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時 点に発生する。

(9) 普通株式の交付方法

本会社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をした C 種種類株主に対して、当該 C 種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

12. 金銭及びD種種類株式を対価とする取得請求権

(1) D 種種類株式等対価取得請求権

C 種種類株主は、払込期日以降いつでも、D 種種類株式等対価取得請求日(以下に定義される。)の 30 取引日前までに本会社に対して書面による通知(撤回不能とする。以下「D 種種類株式等対価取 得請求事前通知」という。)を行った上で、本会社に対して、金銭及びD種種類株式の交付と引換え に、その有する C 種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下 「D 種種類株式等 対価取得請求」という。) ができるものとし、本会社は、当該 D 種種類株式等対価取得請求に係る C 種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該 D 種種類株式等対価取 得請求に係るC種種類株式の数にC種残余財産分配額を乗じて得られる額及び下記(2)に定める数の D種種類株式を、当該 C種種類株主に対して交付するものとする。なお、本(1)においては、上記 9. (1) に定める C 種累積未払配当金相当額の計算及び上記 9. (3) に定める日割未払優先配当金額の計算に おける「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「D 種種類株式等対価取得請求が効力を生 じた日」(以下「D 種種類株式等対価取得請求日」という。)と読み替えて、C 種累積未払配当金相 当額及び日割未払優先配当金額を計算する。但し、当該 D 種種類株式等対価取得請求がなされた C 種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、D種種類株式等対価取得請求日におけ る分配可能額(会社法第461条第2項に定める分配可能額をいう。)を超える場合には、D種種類株 式等対価取得請求がなされたC種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、C種種類株式を取得 するものとし、かかる方法に従い取得されなかったC種種類株式については、D種種類株式等対価取 得請求がなされなかったものとみなす。

(2) C種種類株式の取得と引換えに交付する D種種類株式の数

上記(1)による C 種種類株式の取得と引換えに交付する D 種種類株式の数は、D 種種類株式等対価取得請求日が、(i)平成 26 年 8 月 1 日 (同日を含む。) から平成 27 年 7 月 31 日 (同日を含む。) までのいずれかの日である場合においては、D 種種類株式等対価取得請求に係る C 種種類株式の数に 0.05を乗じて得られる数、(ii)平成 27 年 8 月 1 日 (同日を含む。) から平成 28 年 7 月 31 日 (同日を含む。) までのいずれかの日である場合においては、D 種種類株式等対価取得請求に係る C 種種類株式の数に 0.08 を乗じて得られる数、(iii)平成 28 年 8 月 1 日 (同日を含む。) から平成 29 年 7 月 31日 (同日を含む。) までのいずれかの日である場合においては、D 種種類株式等対価取得請求に係る C 種種類株式の数に 0.14 を乗じて得られる数、(iv)平成 29 年 8 月 1 日 (同日を含む。) から平成 30年 7 月 31日 (同日を含む。) までのいずれかの日である場合においては、D 種種類株式等対価取得請求に係る C 種種類株式の数に 0.18 を乗じて得られる数、(v)平成 30年 8 月 1 日 (同日を含む。) か

ら平成31年7月31日(同日を含む。)までのいずれかの日である場合においては、D 種種類株式等対価取得請求に係る C 種種類株式の数に0.25 を乗じて得られる数、(vi)平成31年8月1日(同日を含む。)以降においては、D 種種類株式等対価取得請求に係る C 種種類株式の数に0.31を乗じて得られる数とする。また、D 種種類株式等対価取得請求に係る C 種種類株式の取得と引換えに交付する D 種種類株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

(3) 取得請求等受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

(4) D 種種類株式等対価取得請求等の効力発生

D 種種類株式等対価取得請求事前通知の効力は、D 種種類株式等対価取得請求事前通知に要する書類が上記(3)に記載する取得請求等受付場所に到達したときに発生する。D 種種類株式等対価取得請求の効力は、D 種種類株式等対価取得請求に要する書類が上記(3)に記載する取得請求等受付場所に到達したとき、当該書類に記載された効力発生希望日、又は D 種種類株式等対価取得請求事前通知が効力を生じた日の30取引日後の日のいずれか最も遅い時点に発生する。

13. 金銭を対価とする取得条項

本会社は、平成27年8月1日以降いつでも、本会社の取締役会が別に定める日(以下「金銭対価償還 日」という。) が到来することをもって、C 種種類株主等に対して、金銭対価償還日の 60 取引日前まで に書面による通知(撤回不能とする。)を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価と して、C 種種類株式の全部(但し、C 種種類株主が、金銭対価償還日の到来に先立ち、上記 12. に定める D 種種類株式等対価取得請求に係る D 種種類株式等対価取得請求事前通知を行った場合には、当該 D 種 種類株式等対価取得請求に係るC種種類株式を除く。)を取得することができる(以下「金銭対価償還」 という。) ものとし、本会社は、当該金銭対価償還に係る C 種種類株式を取得するのと引換えに、当該 金銭対価償還に係るC種種類株式の数に(i)C種種類株式1株当たりの払込金額相当額に下記に定める償 還係数を乗じて得られる額並びに(ii)C 種累積未払配当金相当額及び上記 9.(3)に定める日割未払優先 配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、C種種類株主に対して交付するものとする。なお、本 13. においては、金銭対価償還日が配当基準日の翌日(同日を含む。) から当該配当基準日を基準日とし た剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は 行われないものとみなして C 種累積未払配当金相当額を計算し、上記 9. (3)に定める日割未払優先配当 金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ金銭対価償還日と読み 替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るC種種類株式の取得と引換えに 交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

「償還係数」とは、金銭対価償還日が以下の各号の日に該当するか又はいずれの期間に属するかの区分に応じて、以下の各号に定める数値をいう。

- ① 平成27年8月1日から平成28年7月31日まで:1.12
- ② 平成28年8月1日から平成29年7月31日まで:1.18
- ③ 平成29年8月1日から平成30年7月31日まで:1.24
- ④ 平成30年8月1日から平成31年7月31日まで:1.30
- ⑤ 平成31年8月1日以降

: 1.38

14. 譲渡制限

C種種類株式を譲渡により取得するには、本会社の取締役会の承認を受けなければならない。

- 15. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等
 - (1) 本会社は、C 種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。

- (2) 本会社は、C 種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける 権利を与えない。
- (3) 本会社は、C 種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

16. 優先順位

- (1) A 種優先配当金 (A 種種類株式発行要項 8. (1)に定義される。)、B 種優先配当金 (B 種種類株式発行要項 8. (1)に定義される。)、C 種優先配当金、D 種優先配当金 (D 種種類株式の内容 3. (1)に定義される。)、B 種累積未払配当金相当額 (B 種種類株式発行要項 8. (4)に定義される。)、C 種累積未払配当金相当額 (D 種種類株式の内容 3. (4)に定義される。)、D 種普通配当金 (D 種種類株式の内容 3. (5)(a)に定義される。)及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者 (以下「普通株主等」と総称する。)に対する剰余金の配当の支払順位は、C 種累積未払配当金相当額及びD 種累積未払配当金相当額が第1順位 (それらの間では同順位)、C 種優先配当金及びD 種優先配当金が第2順位 (それらの間では同順位)、A 種優先配当金、B 種優先配当金及びB 種累積未払配当金相当額が第3順位 (それらの間では同順位)、D 種普通配当金及び普通株主等に対する剰余金の配当が第4順位 (それらの間では同順位)とする。
- (2) A 種種類株式、B 種種類株式、C 種種類株式、D 種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支 払順位は、C 種種類株式及びD 種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位(それらの間では同順位)、 B 種種類株式に係る残余財産の分配を第2順位、A 種種類株式に係る残余財産の分配を第3順位、普 通株式に係る残余財産の分配を第4順位とする。
- (3) 本会社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

以 上

D 種種類株式の内容

- 1. 株式の名称
 - ユニチカ株式会社 D 種種類株式 (以下「D 種種類株式」という。)
- 2. D 種種類株式の発行可能種類株式総数 3,100 株
- 3. 剰余金の配当
 - (1) D 種優先配当金

本会社は、D種種類株式の発行目(D種種類株式が最初に発行された日をいう。以下同じ。)(同日を含む。)からその2年後の応当日の前日(同日を含む。)までの間(以下「D種優先配当期間」という。)、あるD種優先配当年度(以下に定義する。)に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたD種種類株式を有する株主(以下「D種種類株主」という。)又はD種種類株式の登録株式質権者(D種種類株主と併せて以下「D種種類株主等」という。)に対し、下記10.(1)に定める支払順位に従い、D種種類株式1株につき、下記(2)に定める額の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を、以下「D種優先配当金」という。)を行う。なお、D種優先配当金に、各D種種類株主等が権利を有するD種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。D種優先配当年度とは、(i)D種種類株式の発行日(同日を含む。)から同日の属する事業年度の末日(同日を含む。)までの期間、(ii)D種優先配当期間の末日が属する事業年度の初日(同日を含む。)からD種優先配当期間の末日(同日を含む。)までの期間、及び(iii)上記(i)に定める事業年度と上記(ii)に定める事業年度の間の事業年度(もしあれば。)の初日(同日を含む。)から末日(同日を含む。)までの期間(上記(i)に定める事業年度の初日(同日を含む。)から末日(同日を含む。)から末日(同日を含む。)から末日(同日を含む。)から末日(同日を含む。)から末日(同日を含む。)から末日(同日を含む。)から末日(同日を含む。)から末日(同日を含む。)から末日(同日を含む。)から末日(同日を含む。)から末日(同日を含む。)から末日(同日を含む。)までの各期間)をいう。

(2) D 種優先配当金の金額

D 種種類株式1株当たりのD 種優先配当金の額は、以下に定めるとおりとする。除算は最後に行い、 円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。

- (a) 1,000,000円(以下「払込金額相当額」という。)に、6.0%を乗じて算出した額の金銭について、当該剰余金の配当の基準日の属するD種優先配当年度の初日(同日を含む。)から当該剰余金の配当の基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日(但し、当該D種優先配当年度に閏日を含む場合は366日)として日割計算により算出される金額とする。但し、当該剰余金の配当の基準日の属するD種優先配当年度中の、当該剰余金の配当の基準日より前の日を基準日としてD種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、D種種類株式1株当たりのD種優先配当金の額は、その各配当におけるD種優先配当金(但し、下記(b)に従ってD種優先配当金を計算したときは、本(a)に従い計算されるD種優先配当金の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。)の合計額を控除した金額とする。
- (b) 上記(a)にかかわらず、当該剰余金の配当の基準日(以下「配当基準日」という。)の翌日(同日を含む。)から当該剰余金の配当が行われる時点までの間に本会社が D 種種類株式を取得した場合は、配当基準日を基準日として行う D 種優先配当金の額は、上記(a)に従って計算される額に、当該剰余金の配当が行われる時点の直前において発行済みの D 種種類株式(本会社が有するものを除く。以下本(b)において同じ。)の数を当該配当基準日の終了時点において発行済みの D 種種類株式の数で除して得られる比率を乗じて得られる金額とする。

(3) 非参加条項

本会社は、ある D 種優先配当年度に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、D 種種類株主等に対しては、D 種優先配当金及び D 種累積未払配当金相当額(次号に定める。)の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、本会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は本会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(4) 累積条項

ある D 種優先配当年度に属する日を基準日として D 種種類株主等に対して行われた 1 株当たりの剰 余金の配当 (当該 D 種優先配当年度より前の D 種優先配当年度に係る D 種優先配当金につき本(4)に 従い累積したD種累積未払配当金相当額(以下に定義される。)の配当を除く。また、上記(2)(b)に 従って D 種優先配当金を計算したときは、上記(2)(a)に従い計算される D 種優先配当金の額の剰余 金の配当が行われたものとみなす。)の総額が、当該 D 種優先配当年度に係る D 種優先配当金の額(当 該 D 種優先配当年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、上記 (2) (a) に従い計算される D 種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、上記(2) (a) 但 書の規定は適用されないものとして計算するものとする。) に達しないときは、その不足額は、当該 D 種優先配当年度の末日の翌日以降の期間 (D 種優先配当期間の経過後を含む。) に累積する。この 場合の累積額は、当該 D 種優先配当年度の末日に終了する事業年度(但し、当該 D 種優先配当年度 の末日に事業年度が終了しない場合には、当該 D 種優先配当年度の末日が属する事業年度) に係る 定時株主総会の翌日(同日を含む。)以降においては、年率6.0%の利率で1年毎の複利計算により 算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1 年を 365 日とした日割計算により行うも のとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。本 号に従い累積する金額(以下「D種累積未払配当金相当額」という。)については、当該D種優先配 当年度の末日の翌日以降、下記 10. (1) に定める支払順位に従い、D 種種類株主等に対して配当する。

(5) D 種優先配当期間経過後の配当

- (a) 本会社は、D 種優先配当期間の末日の翌日(同日を含む。)以降の日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された D 種種類株主等に対し、D 種種類株式 1 株につき、払込金額相当額に下記(b)に定める配当率(以下「D 種普通配当率」という。)を乗じて算出した額の金銭(以下「D 種普通配当金」という。)の配当を、下記 10.(1)に定める支払順位に従って行う。なお、D 種普通配当金に、各 D 種種類株主等が権利を有する D 種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。
- (b) D種普通配当率は、当該基準日に係る普通株式1株あたりの剰余金の配当の金額を、当該基準日から起算して3取引日前の日(同日を含む。)に先立つ連続する20取引日(以下「D種普通配当率算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)が発表する本会社の普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(以下「WWAP」という。)の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、D種普通配当率算定期間中に下記6.(5)に規定する事由が生じた場合、当該VWAPの平均値は下記6.(5)に準じて本会社が適当と判断する値に調整される。)で除して得られた比率とする。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において本会社普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAPが公表されない日は含まないものとし、以下同様とする。

4. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

本会社は、残余財産を分配するときは、D 種種類株主等に対し、下記 10.(2)に定める支払順位に従

い、D 種種類株式 1 株につき、払込金額相当額に、D 種累積未払配当金相当額及び下記(3)に定める日割未払優先配当金額を加えた額(以下「D 種残余財産分配額」という。)の金銭を支払う。但し、本(1)においては、残余財産の分配が行われる日(以下「分配日」という。)が配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなして D 種累積未払配当金相当額を計算する。なお、D 種残余財産分配額に、各 D 種種類株主等が権利を有する D 種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 非参加条項

D 種種類株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 日割未払優先配当金額

D 種種類株式 1 株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日が D 種優先配当期間内の場合は、当該分配日の属する D 種優先配当年度において、分配日を基準日として D 種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、上記 3. (2) (a) に従い計算される D 種優先配当金相当額とし、分配日が D 種優先配当期間経過後の場合は、零とする。

5. 議決権

D 種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

6. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 普通株式等対価取得請求権

D種種類株主は、いつでも、本会社に対して、(i)下記(2)(a)に定める数の普通株式(以下「請求対象普通株式」という。)又は(ii)下記(2)(b)に定める数及び金額の普通株式及び金銭(以下「請求対象普通株式等」という。)のいずれかの交付と引換えに、その有するD種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下「普通株式等対価取得請求」という。)ができるものとし、本会社は、当該普通株式等対価取得請求に係るD種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、(i)請求対象普通株式又は(ii)請求対象普通株式等を、当該D種種類株主に対して交付するものとする。なお、D種種類株主は、普通株式等対価取得請求を行うに際しては、請求対象普通株式と請求対象普通株式等のいずれを対価とするのかを選択することができる。

(2) D 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

- (a) D種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式等対価取得請求に係るD種種類株式の数に、D種残余財産分配額を乗じて得られる額を、下記(3)乃至(6)で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本(2)(a)においては、上記4.(1)に定めるD種累積未払配当金相当額の計算及び上記4.(3)に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「普通株式等対価取得請求が効力を生じた日」と読み替えて、D種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式等対価取得請求に係るD種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。
- (b) (i)D 種種類株式の取得と引換えに交付する請求対象普通株式等のうち、普通株式の数は、普通株式等対価取得請求に係る D 種種類株式の数に、払込金額相当額を乗じて得られる額を、下記(3)乃至(6)で定める取得価額で除して得られる数とする。また、普通株式等対価取得請求に係る D 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に 1 株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第 167 条第 3 項に定める金銭の交付は行わない。(ii)D 種種類株式の取得と引換えに交付する請求対象普通株式等のうち、金銭の額は、当該普通株式等対価請求に係る D 種種類株式の数に、D 種累積未払配当金相当額及び日

割未払優先配当金額を加えた額を乗じて得られる額とする。なお、本(2)(b)においては、上記4.(1)に定めるD種累積未払配当金相当額の計算及び上記4.(3)に定める日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を「普通株式等対価取得請求が効力を生じた日」と読み替えて、D種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。但し、当該普通株式等対価取得請求がなされたD種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、普通株式等対価取得請求が効力を生じた日における分配可能額(会社法第461条第2項に定める分配可能額をいう。)を超える場合には、普通株式等対価取得請求がなされたD種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、D種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかった D種種類株式については、普通株式等対価取得請求がなされなかったものとみなす。

(3) 当初取得価額 56.9円

(4) 取得価額の修正

取得価額は、D種種類株式発行後の毎月15日(当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。以下「取得価額修正日」という。)において、各取得価額修正日に先立つ連続する20取引日(以下、本(4)において「取得価額算定期間」という。)の東京証券取引所が発表する本会社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、取得価額算定期間中に下記(5)に規定する事由が生じた場合、当該VWAPの平均値は下記(5)に準じて本会社が適当と判断する値に調整される。)の92%に相当する額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)に修正され(以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。)、修正後取得価額は同日より適用される。但し、修正後取得価額が28.5円(但し、下記(6)の調整を受ける。以下「下限取得価額」という。)を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とし、また、修正後取得価額が85.4円(但し、下記(6)の調整を受ける。以下「上限取得価額」という。)を上回る場合には、修正後取得価額は上限取得価額とする。

(5) 取得価額の調整

- (a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。
 - ① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(但し、その時点で本会社が保有する普通株式を除く。)」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(但し、その時点で本会社が保有する普通株式を除く。)」とそれぞれ読み替える。

調整後取得価額 = 調整前取得価額 × 分割前発行済普通株式数 分割後発行済普通株式数

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日 (株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降これを適用する。

② 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

調整後取得価額 = 調整前取得価額 × 併合前発行済普通株式数 併合後発行済普通株式数

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

③ 下記(d) に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は本会社が保有する普通株式を処分する場合 (株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(5)において同じ。)の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、本会社が保有する普通株式の数」は「処分する本会社が保有する普通株式の数」、「本会社が保有する普通株式の数」は「処分前において本会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

(発行済普通株式数 -本会社が保有する 普通株式の数) 新たに発行する × 1株当たり 普通株式の数 払込金額

普通株式1株当たりの時価

調整後取得価額 = 調整前取得価額 ×

(発行済普通株式数-本会社が保有する普通株式の数) +新たに発行する普通株式の数

- (4) 本会社に取得をさせることにより又は本会社に取得されることにより、下記(d)に定める普 通株式 1 株当たりの時価を下回る普通株式 1 株当たりの取得価額をもって普通株式の交付 を受けることができる株式を発行又は処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、か かる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④におい て同じ。)に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準 日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。) に、また株主割当日がある場合は その日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付された ものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用し て計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株 式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合には その日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株 式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点 において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式 が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを 適用する。
- ⑤ 行使することにより又は本会社に取得されることにより、普通株式 1 株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下本⑤において同じ。)の合計額が下記(d)に定める普通株式 1 株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1 株当たり払込

金額」として普通株式 1 株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式 1 株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。但し、本⑤による取得価額の調整は、本会社又は本会社の子会社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

- (b) 上記(a) に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、本会社は D 種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。
 - ① 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
 - ② 取得価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
 - ③ その他、発行済普通株式数(但し、本会社が保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。
- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式 1 株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立 つ連続する 20 取引日の東京証券取引所が発表する本会社の普通株式の普通取引の VWAP の平均 値とする。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が 0.1 円 未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本(e)により不要とされた調 整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。
- (6) 上限取得価額及び下限取得価額の調整

上記(5)の規定により取得価額の調整を行う場合には、上限取得価額及び下限取得価額についても、「取得価額」を「上限取得価額」又は「下限取得価額」に読み替えた上で上記(5)の規定を準用して同様の調整を行う。

(7) 普通株式等対価取得請求受付場所 株主名簿管理人事務取扱場所 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

- (8) 普通株式等対価取得請求の効力発生
 - 普通株式等対価取得請求の効力は、普通株式等対価取得請求に要する書類が上記(7)に記載する普通 株式等対価取得請求受付場所に到達したとき又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか 遅い時点に発生する。
- (9) 普通株式の交付方法 本会社は、普通株式等対価取得請求の効力発生後、当該普通株式等対価取得請求をした D 種種類株

主に対して、当該 D 種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

7. 金銭を対価とする取得請求権

(1) 取得請求権の内容

D種種類株主は、平成32年7月31日以降の日を取得日(以下「償還請求日」という。)としていつでも、償還請求日の30取引日前までに本会社に対して書面による通知(撤回不能とする。以下「D種種類株式償還請求事前通知」という。)を行った上で、本会社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するD種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下「償還請求」という。)ができるものとし、本会社は、当該償還請求に係るD種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該償還請求に係るD種種類株式の数に下記(2)に定めるD種種類株式1株当たりの償還価額を乗じて得られる額の金銭を、当該D種種類株主に対して交付するものとする。但し、当該償還請求がなされたD種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における分配可能額(会社法第461条第2項に定める分配可能額をいう。)を超える場合には、償還請求がなされたD種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、D種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかった D種種類株式については、償還請求がなされなかったものとみなす。

(2) D 種種類株式の取得と引換えに交付する金銭の額

D 種種類株式 1 株当たりの償還価額は、以下(i)又は(ii)の算式に基づいて算定される額のうち、高い価額とする。

(算式)

- (i) 払込金額相当額+D 種累積未払配当金相当額+D 種日割未払優先配当金額
- (ii) 払込金額相当額imes (1+(パリティー1) imes 0.25) +D 種累積未払配当金相当額
 - +D 種日割未払優先配当金額

上記算式(i)(ii)において、償還請求日が配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該配当基準日を 基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする 剰余金の配当は行われないものとみなしてD種累積未払配当金相当額を計算する。

上記算式(i)(ii)における「D種日割未払優先配当金額」は、償還請求日がD種優先配当期間内の場合は、当該償還請求日の属するD種優先配当年度において、償還請求日を基準日として優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、上記3.(2)(a)に従い計算される優先配当金額相当額とし、償還請求日がD種優先配当期間経過後の場合は、零とする。

また、上記算式(ii)における「パリティ」は、D 種種類株式償還請求事前通知を行った日の本会社の 普通株式の終値を D 種種類株式償還請求事前通知を行った日において有効な修正後取得価額で除し た数 (小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。) とする。

(3) 償還請求等受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

(4) 償還請求等の効力発生

D 種種類株式償還請求事前通知の効力は、D 種種類株式償還請求事前通知に要する書類が上記(3)に記載する償還請求等受付場所に到達したときに発生する。償還請求の効力は、償還請求に要する書類が上記(3)に記載する償還請求等受付場所に到達したとき、当該書類に記載された効力発生希望日、又はD種種類株式償還請求事前通知が効力を生じた日の30取引日後の日のいずれか最も遅い時点に発生する。

8. 譲渡制限

D 種種類株式を譲渡により取得するには、本会社の取締役会の承認を受けなければならない。

- 9. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等
 - (1) 本会社は、D種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。
 - (2) 本会社は、D 種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける 権利を与えない。
 - (3) 本会社は、D 種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

10. 優先順位

- (1) A種優先配当金 (A 種種類株式発行要項 8. (1)に定義される。)、B 種優先配当金 (B 種種類株式発行要項 8. (1)に定義される。)、C 種優先配当金 (C 種種類株式発行要項 8. (1)に定義される。)、D 種優先配当金、B 種累積未払配当金相当額 (B 種種類株式発行要項 8. (4)に定義される。)、C 種累積未払配当金相当額 (C 種種類株式発行要項 8. (4)に定義される。)、D 種累積未払配当金相当額、D 種普通配当金及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者 (以下「普通株主等」と総称する。)に対する剰余金の配当の支払順位は、C 種累積未払配当金相当額及び D 種累積未払配当金相当額が第 1 順位 (それらの間では同順位)、C 種優先配当金及び D 種優先配当金が第 2 順位 (それらの間では同順位)、A 種優先配当金、B 種優先配当金及び B 種累積未払配当金相当額が第 3 順位 (それらの間では同順位)、D 種普通配当金及び B 種累積未払配当金相当額が第 3 順位 (それらの間では同順位)とする。
- (2) A 種種類株式、B 種種類株式、C 種種類株式、D 種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支 払順位は、C 種種類株式及びD 種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位(それらの間では同順位)、 B 種種類株式に係る残余財産の分配を第2順位、A 種種類株式に係る残余財産の分配を第3順位、普 通株式に係る残余財産の分配を第4順位とする。
- (3) 本会社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

以上

定款変更案

(下線部分は変更個所)

現行定款	変更案
第6条(発行可能株式総数)	第6条(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数)
本会社の発行可能株式総数は 1,786,000,000 株とす	本会社の発行可能株式総数は 1,786,000,000 株とし、
వ 。	当会社が発行することのできる各種類の株式の発行
	可能種類株式総数は次のとおりとする。
	<u>普通株式</u> <u>1.786,000,000 株</u>
	<u>A 種種類株式</u> <u>21,740 株</u>
	<u>B 種種類株式</u> <u>5,759 株</u>
	<u>C 種種類株式</u> <u>10,000 株</u>
	<u>D 種種類株式</u> <u>3,100 株</u>
第8条(単元株式数)	第8条(単元株式数)
<u>本会社</u> の単元株式数は 1,000 株とする。	普通株式の単元株式数は1,000株とし、A種種類株式、
	B 種種類株式、C 種種類株式及び D 種種類株式の単
	元株式数は1株とする。
(新設)	第2章の2 種類株式
(April)	Andrews of the second of the s
(新設)	第13条の2(A 種種類株式)
	本会社の発行する A 種種類株式の内容は次のとおり
	<u>とする。</u> (剰余金の配当)
	1. (1) 本会社は、ある事業年度中に属する日を基準日
	として剰余金の配当をするときは、当該基準日の最
	終の株主名簿に記載又は記録された A 種種類株式を
	有する株主(以下「A種種類株主」という。)又はA
	種種類株式の登録株式質権者(A 種種類株主と併せ
	て以下「A 種種類株主等」という。)に対し、第 13
	条の7第1項に定める支払順位に従い、A種種類株
	式 1 株につき、次号に定める額の金銭による剰余金
	の配当(かかる配当により支払われる金銭を、以下
	「A種優先配当金」という。)を行う。なお、A種優
	先配当金に、各 A 種種類株主等が権利を有する A 種
	種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じ
	るときは、当該端数は切り捨てる。
	(2) A 種種類株式 1 株当たりの A 種優先配当金の額
	は、以下に定めるとおりとする。除算は最後に行い、
	円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を

現行定款	変更案
	四捨五入する。
	(a) 1,000,000 円 (以下、本条において「払込金額相
	当額」という。)に、1.20%を乗じて算出した額の
	金銭について、当該剰余金の配当の基準日の属す
	る事業年度の初日(但し当該剰余金の配当の基準
	日が平成27年3月末日に終了する事業年度に属す
	る場合は、A 種払込期日(A 種種類株式が最初に
	発行された日をいう。以下同じ。))(同日を含む。)
	から当該剰余金の配当の基準日(同日を含む。)ま
	での期間の実日数につき、1 年を 365 日(但し当
	該事業年度に閏日を含む場合は366日)として日
	割計算により算出される金額とする。但し当該剰
	余金の配当の基準日の属する事業年度中の、当該
	剰余金の配当の基準日より前の日を基準日として
	A 種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、A
	種種類株式1株当たりのA種優先配当金の額は、
	その各配当における A 種優先配当金 (但し本号(b)
	に従って A 種優先配当金を計算したときは、本(a)
	に従い計算される A 種優先配当金の額の剰余金の
	配当が行われたものとみなす。)の合計額を控除し
	た金額とする。
	(b) 本号(a)にかかわらず、当該剰余金の配当の基準
	日(以下、本条において「配当基準日」という。)
	の翌日(同日を含む。)から当該剰余金の配当が行
	われる時点までの間に本会社が A 種種類株式を取
	得した場合は、配当基準日を基準日として行う A
	種優先配当金の額は、本号(a)に従って計算される
	額に、当該剰余金の配当が行われる時点の直前に
	おいて発行済みのA種種類株式(本会社が有する
	ものを除く。以下本(b)において同じ。) の数を当該
	配当基準日の終了時点において発行済みの A 種種
	類株式の数で除して得られる比率を乗じて得られ
	る金額とする。
	(3)本会社は、A 種種類株主等に対しては、A 種優先
	配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し
	本会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第
	758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定
	される剰余金の配当又は本会社が行う新設分割手続
	の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法
	第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当
	についてはこの限りではない。
	(1) 本文書樂是古诗 日本 1 2 日本 世 2 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2

(4) ある事業年度に属する日を基準日として A 種種 類株主等に対して行われた 1 株当たりの剰余金の配

現行定款	変更案
	当の不足額は、翌事業年度以降に累積しない。
	(残余財産の分配)
	2. (1) 本会社は、残余財産を分配するときは、A 種種
	類株主等に対し、第13条の7第2項に定める支払順
	位に従い、A 種種類株式 1 株につき、払込金額相当
	額に、第(3)号に定める日割未払優先配当金額を加え
	た額(以下「A種残余財産分配額」という。)の金銭
	を支払う。なお、A 種残余財産分配額に、各 A 種種
	類株主等が権利を有する A 種種類株式の数を乗じた
	金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は
	<u>切り捨てる。</u>
	(2) A 種種類株主等に対しては、前号のほか、残余財
	産の分配は行わない。
	(3) A 種種類株式 1 株当たりの日割未払優先配当金額
	は、残余財産の分配が行われる日(以下、本条にお
	いて「分配日」という。)の属する事業年度において、
	分配日を基準日として A 種優先配当金の支払がなさ
	れたと仮定した場合に、前項第(2)号(a)に従い計算さ
	れる A 種優先配当金相当額とする。
	(議決権)
	3. A 種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を
	除き、株主総会において議決権を有しない。
	(普通株式を対価とする取得請求権)
	4. (1) A 種種類株主は、平成32年7月31日以降いつ
	でも、本会社に対して、次号に定める数の普通株式
	(以下、本条において「請求対象普通株式」という。)
	の交付と引換えに、その有する A 種種類株式の全部
	又は一部を取得することを請求すること(以下、本
	条において「普通株式対価取得請求」という。)がで
	きるものとし、本会社は、当該普通株式対価取得請
	求に係る A 種種類株式を取得するのと引換えに、法
	令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、
	当該 A 種種類株主に対して交付するものとする。
	(2) A 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式
	の数A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株
	式の数は、普通株式対価取得請求に係るA種種類株
	式の数に、A種残余財産分配額を乗じて得られる額
	を、次号乃至第(6)号で定める取得価額で除して得ら
	れる数とする。なお、本号においては、第2項第(3)
	号に定める日割未払優先配当金額の計算における
	「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を
	「普通株式対価取得請求が効力を生じた日」と読み
	替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、

IFI 公元·元·劫。	亦田
現行定款	変更案
	普通株式対価取得請求に係る A 種種類株式の取得と
	引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たな
	い端数があるときは、これを切り捨てるものとし、
	この場合においては、会社法第167条第3項に定め
	<u>る金銭の交付は行わない。</u>
	(3) 取得価額は、当初、平成32年7月31日に先立つ
	連続する30取引日(以下、本号において「当初取得
	価額算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所
	(以下「東京証券取引所」という。) が発表する本会
	社の普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(以
	下「VWAP」という。)の平均値(円位未満小数第 2
	位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。) に
	相当する額(以下、本条において「当初取得価額」
	という。)とする。但し当初取得価額が 35 円(但し
	第(6)号の調整を受ける。以下、本条において「当初
	下限取得価額」という。) を下回る場合には、当初取
	得価額は当初下限取得価額とする。なお、当初取得
	価額算定期間中に第(5)号に規定する事由が生じた場
	合、上記の VWAP の平均値及び当初下限取得価額は
	第(5)号に準じて本会社が適当と判断する値に調整さ
	れる。「取引日」とは、東京証券取引所において本会
	社普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAP
	が公表されない日は含まないものとし、以下同様と
	 する。_
	(4) 取得価額は、平成33年1月31日(同日を含む。)
	以降、毎年1月末日及び7月末日(当該日が取引日
	でない場合には翌取引日とする。以下、本条におい
	て「取得価額修正日」という。)において、各取得価
	額修正日に先立つ連続する30取引日(以下、本号に
	おいて「取得価額算定期間」という。)の東京証券取
	引所が発表する本会社の普通株式の普通取引の
	VWAP の平均値(円位未満小数第 2 位まで算出し、
	その小数第2位を四捨五入する。なお、取得価額算
	定期間中に次号に規定する事由が生じた場合、当該
	VWAP の平均値は次号に準じて本会社が適当と判断
	する値に調整される。) に相当する額に修正され(以
	下、かかる修正後の取得価額を本条において「修正
	後取得価額」という。)、修正後取得価額は同日より
	適用される。但し修正後取得価額が当初取得価額の
	50%に相当する金額(円位未満小数第 2 位まで算出
	し、その小数第2位を四捨五入する。)(但し第(6)号の課題なびはる) アは火却工程を得て変のされいだ
	の調整を受ける。)又は当初下限取得価額のうちいず

れか高い方の金額(以下、本条において「下限取得

現行定款	変更案
	価額」という。)を下回る場合には、修正後取得価額
	は下限取得価額とする。
	<u>(5)</u> 取得価額の調整
	(a)以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞ
	れ以下のとおり取得価額を調整する。
	①普通株式につき株式の分割又は株式無償割当
	てをする場合、次の算式により取得価額を調整
	する。なお、株式無償割当ての場合には、次の
	算式における「分割前発行済普通株式数」は「無
	償割当て前発行済普通株式数(但しその時点で
	本会社が保有する普通株式を除く。)」、「分割後
	発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普
	通株式数(但しその時点で本会社が保有する普
	<u>通株式を除く。)」とそれぞれ読み替える。</u>
	分割前発行済普
	調整後調整前通株式数
	取得価額 = <u>取得価額</u> × <u>切割後発行済普</u>
	通株式数
	調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の
	翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日(株
	式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該
	②普通株式につき株式の併合をする場合、次の
	算式により、取得価額を調整する。
	併合前発行済普
	調整後 <u>調整前</u> <u>通株式数</u>
	取得価額 一 取得価額 併合後発行済普
	通株式数
	調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる
	日以降これを適用する。
	③本号(d)に定める普通株式1株当たりの時価を
	下回る払込金額をもって普通株式を発行又は本
	会社が保有する普通株式を処分する場合(株式
	無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに
	取得される株式若しくは新株予約権(新株予約
	権付社債に付されたものを含む。以下本号にお
	いて同じ。)の取得による場合、普通株式を目的
	とする新株予約権の行使による場合又は合併、
	サー大格士」ノルへ打八中川とし、並又州ーナナ大

株式交換若しくは会社分割により普通株式を交

現行定款	変更案
	付する場合を除く。)、次の算式(以下、本条に
	おいて「取得価額調整式」という。) により取得
	価額を調整する。取得価額調整式における「1
	株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資
	の目的とする場合には、当該財産の適正な評価
	額とする。調整後取得価額は、払込期日(払込
	期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)
	の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日
	を定めた場合は当該基準日(以下、本条におい
	て「株主割当日」という。)の翌日以降これを適
	用する。なお、本会社が保有する普通株式を処
	分する場合には、次の算式における「新たに発
	行する普通株式の数」は「処分する本会社が保
	有する普通株式の数」、「本会社が保有する普通
	株式の数」は「処分前において本会社が保有す
	る普通株式の数」とそれぞれ読み替える。_
	/※分次 新たに発行する
	<u>(</u> 光刊)
	<u></u> 数-
	整 整 当会社が 後 前
	保有する 保有する 払込金額
	一
	<u> </u>
	(発行済普通株式数-当会社が保有
	世 生る普通株式の数) +新たに発行する普通株式の数
	④本会社に取得をさせることにより又は本会社
	に取得されることにより、本号(d)に定める普通
	株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当
	ることができる株式を発行又は処分する場合
	_(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式
	の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払
	込期間の最終日。以下本④において同じ。) に、
	株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日
	(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は
	当該基準日。以下本④において同じ。)に、また
	株主割当日がある場合はその日に、発行又は処
	分される株式の全てが当初の条件で取得され普
	通株式が交付されたものとみなし、取得価額調
	整式において「1 株当たり払込金額」としてか
	かる価額を使用して計算される額を、調整後取

得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の

現行定款	変更案
	翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力
	が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある
	場合にはその日の翌日以降、これを適用する。
	上記にかかわらず、取得に際して交付される普
	合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点
	において発行又は処分される株式の全てが当該
	対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交
	付されたものとみなして算出するものとし、当
	 ప _ం
	<u></u> ⑤行使することにより又は本会社に取得される
	の払込価額と新株予約権の行使に際して出資さ
	れる財産(金銭以外の財産を出資の目的とする
	場合には、当該財産の適正な評価額とする。以
	下本⑤において同じ。)の合計額が本号(d)に定
	める普通株式 1 株当たりの時価を下回る価額を
	もって普通株式の交付を受けることができる新
	株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当
	ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日
	に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力
	が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準
	日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤におい
	て同じ。) に、また株主割当日がある場合はその
	日に、発行される新株予約権全てが当初の条件
	で行使され又は取得されて普通株式が交付され
	たものとみなし、取得価額調整式において「1
	株当たり払込金額」として普通株式1株当たり
	の新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に
	際して出資される財産の普通株式1株当たりの
	価額の合計額を使用して計算される額を、調整
	後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる
	新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無
	<u> 償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日</u>
	以降、また株主割当日がある場合にはその翌日
	以降、これを適用する。上記にかかわらず、取
	得又は行使に際して交付される普通株式の対価
	が上記の時点で確定していない場合は、調整後
	取得価額は、当該対価の確定時点において発行
	される新株予約権全てが当初の条件で行使され
	又は取得されて普通株式が交付されたものとみ
	なして算出するものとし、当該対価が確定した

現行定款	変更案
	日の翌日以降これを適用する。但し本⑤による
	取得価額の調整は、本会社又は本会社の子会社
	の取締役、監査役又は従業員に対してストッ
	ク・オプション目的で発行される普通株式を目
	的とする新株予約権には適用されないものとす
	<u> </u>
	(b) 本号(a)に掲げた事由によるほか、本(b)①乃至
	③のいずれかに該当する場合には、本会社はA種
	種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその
	旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及
	びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の
	調整を適切に行うものとする。
	①合併、株式交換、株式交換による他の株式会
	社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収
	分割、吸収分割による他の会社がその事業に関
	して有する権利義務の全部若しくは一部の承継
	又は新設分割のために取得価額の調整を必要と
	<u>するとき。</u>
	②取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接し
	て発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価
	額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方
	の事由による影響を考慮する必要があるとき。
	③その他、発行済普通株式数(但し本会社が保
	有する普通株式の数を除く。)の変更又は変更の
	可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の
	調整を必要とするとき。
	(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、
	円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位
	<u>を四捨五入する。</u>
	(d) 取得価額調整式に使用する普通株式 1 株当た
	りの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立
	つ連続する 30 取引日の東京証券取引所が発表す
	る本会社の普通株式の普通取引の VWAP の平均値
	<u>とする。</u>
	(e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整
	後取得価額と調整前取得価額との差額が 0.1 円未
	満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行
	<u>わない。但し本(e)により不要とされた調整は繰り</u>
	越されて、その後の調整の計算において斟酌され
	<u> </u>
	(6) 前号の規定により取得価額の調整を行う場合に
	は、下限取得価額及び当初下限取得価額についても、
	「取得価額」を「下限取得価額」及び「当初下限取

現行定款 変更案 得価額」に読み替えた上で前号の規定を準用して同 様の調整を行う。 (金銭を対価とする取得請求権) 5. A 種種類株主は、平成 30 年 7 月 31 日以降、(i) 平 成30年7月31日以降平成32年7月30日(同日を 含む。) までの日を償還請求日(以下に定義される。) とする場合は、当該償還請求日において C 種種類株 式及び D 種種類株式のいずれについても発行済株式 (発行会社が有するものを除く。) が存しないときに 限り、また、(ii) 平成32年7月31日以降の日を償還 請求日とする場合は、(a)分配可能額(会社法第 461 条第2項に定める分配可能額をいう。以下同じ。)か ら、(b)当該償還請求日に発行済の全ての C 種種類株 式(発行会社が有するものを除く。)に C 種残余財産 分配額(第13条の4第2項第(1)号に定義される。以 下同じ。) を乗じた額及び(c)同日に発行済の全ての D 種種類株式 (発行会社が有するものを除く。) に D 種 残余財産分配額(第13条の5第2項第(1)号に定義さ れる。以下同じ。) を乗じた額を控除した額(以下、 本条において「償還請求可能額」という。)が正の値 であるときに限り、毎月15日(当該日が取引日でな い場合には翌取引日とする。)を償還請求が効力を生 じる日(以下、本条において「償還請求日」という。) として、償還請求日の30取引日前までに本会社に対 して書面による通知(撤回不能とする。)を行った上 で、本会社に対して、金銭の交付と引換えに、その 有する A 種種類株式の全部又は一部を取得すること を請求すること(以下、本条において「償還請求」 という。)ができるものとし、本会社は、当該償還請 求に係る A 種種類株式を取得するのと引換えに、法 令の許容する範囲内において、当該償還請求に係る A 種種類株式の数に A 種残余財産分配額を乗じて得ら れる額の金銭を、当該 A 種種類株主に対して交付す るものとする。なお、本項においては、第2項第(3) 号に定める日割未払優先配当金額の計算における 「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を 「償還請求日」と読み替えて、日割未払優先配当金 額を計算する。但し償還請求日において償還請求が なされた A 種種類株式及び同日に金銭を対価とする 取得請求権が行使された B 種種類株式の取得と引換 えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日に

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

おける分配可能額(但し償還請求日が平成32年7月 31 日以降の日である場合においては、償還請求可能

現行定款	変更案
	額。以下本項において同じ。) を超える場合には、償
	還請求がなされた A 種種類株式及び取得請求権の行
	使がなされた B 種種類株式の数に応じた比例按分の
	方法により、かかる金銭の額が分配可能額を超えな
	い範囲内においてのみ A 種種類株式及び B 種種類株
	式を取得するものとし、かかる方法に従い取得され
	なかった A 種種類株式については、償還請求がなさ
	れなかったものとみなす。
	(金銭を対価とする取得条項)
	6. 本会社は、A 種払込期日以降いつでも、金銭対価
	償還日(以下に定義される。)の開始時において、B
	種種類株式、C 種種類株式及び D 種種類株式のいず
	れについても発行済株式(発行会社が有するものは
	除く。)が存しない場合に限り、本会社の取締役会が
	別に定める日(以下、本条において「金銭対価償還
	日」という。) が到来することをもって、A 種種類株
	主等に対して、金銭対価償還日の60取引日前までに
	書面による通知(撤回不能とする。)を行った上で、
	法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、
	A 種種類株式の全部を取得することができる(以下、
	本条において「金銭対価償還」という。) ものとし、
	本会社は、当該金銭対価償還に係る A 種種類株式を
	取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係る A
	種種類株式の数に A 種残余財産分配額を乗じて得ら
	れる額の金銭を、A 種種類株主に対して交付するも
	のとする。なお、本項においては、第2項第(3)号に
	定める日割未払優先配当金額の計算における「残余
	財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞ
	れ金銭対価償還日と読み替えて、日割未払優先配当
	金額を計算する。また、金銭対価償還に係る A 種種
	類株式の取得と引換えに交付する金銭に 1 円に満た
	ない端数があるときは、これを切り捨てるものとす
	<u>る。</u>
	(譲渡制限)
	7. A 種種類株式を譲渡により取得するには、本会社
	の取締役会の承認を受けなければならない。
(新設)	第13条の3 (B種種類株式)
	本会社の発行する B 種種類株式の内容は次のとおり
	<u>とする。</u>
	(剰余金の配当)
	1. (1) 本会社は、ある事業年度中に属する日を基準日
	として剰余金の配当をするときは、当該基準日の最

現行定款	変更案
3211,000	終の株主名簿に記載又は記録された B 種種類株式を
	有する株主(以下「B 種種類株主」という。)又はB
	種種類株式の登録株式質権者 (B 種種類株主と併せて
	以下「B種種類株主等」という。) に対し、第13条の
	7 第 1 項に定める支払順位に従い、B 種種類株式 1 株
	につき、次号に定める額の金銭による剰余金の配当
	(かかる配当により支払われる金銭を、以下「B 種優
	先配当金 という。) を行う。なお、B 種優先配当金
	に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式
	の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、
	当該端数は切り捨てる。
	(2)B 種種類株式1株当たりのB種優先配当金の額は、
	以下に定めるとおりとする。除算は最後に行い、円
	位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四
	捨五入する。
	(a) 1,000,000 円 (以下、本条において「払込金額相
	当額 という。) に、2.374%を乗じて算出した額
	の金銭について、当該剰余金の配当の基準日の属
	する事業年度の初日(但し当該剰余金の配当の基
	進日が平成27年3月末日に終了する事業年度に属
	する場合は、B 種払込期日 (B 種種類株式が最初
	に発行された日をいう。以下同じ。)) (同日を含
	む。)から当該剰余金の配当の基準日(同日を含
	む。) までの期間の実日数につき、1 年を 365 日 (但
	し当該事業年度に閏日を含む場合は366日)とし
	て日割計算により算出される金額とする。但し当
	該剰余金の配当の基準日の属する事業年度中の、
	当該剰余金の配当の基準日より前の日を基準日と
	してB種種類株主等に対し剰余金を配当したとき
	は、B 種種類株式1株当たりのB 種優先配当金の
	額は、その各配当におけるB種優先配当金(但し
	本号(b)に従って B 種優先配当金を計算したとき
	は、本(a)に従い計算されるB種優先配当金の額の
	剰余金の配当が行われたものとみなす。) の合計額
	を控除した金額とする。
	(b) 本号(a)にかかわらず、当該剰余金の配当の基準
	日(以下、本条において「配当基準日」という。)
	の翌日(同日を含む。)から当該剰余金の配当が行
	われる時点までの間に本会社がB種種類株式を取
	400 時点までの前に本去社が B 種種類体孔を取得した場合は、配当基準日を基準日として行う B
	種優先配当金の額は、本号(a)に従って計算される
	1里度ル印当位が領は、今万(d)に使って計算される

額に、当該剰余金の配当が行われる時点の直前に おいて発行済みの B 種種類株式(本会社が有する 現行定款 変更案 ものを除く。以下本(b)において同じ。) の数を当該 配当基準日の終了時点において発行済みの B 種種 類株式の数で除して得られる比率を乗じて得られ る金額とする。 (3) 本会社は、B 種種類株主等に対しては、B 種優先 配当金及び B 種累積未払配当金相当額(次号に定め る。) の額を超えて剰余金の配当を行わない。 但し本 会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第 758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定 される剰余金の配当又は本会社が行う新設分割手続 の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法 第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当 についてはこの限りではない。 (4) ある事業年度に属する日を基準日として B 種種 類株主等に対して行われた 1 株当たりの剰余金の配 当(当該事業年度より前の各事業年度に係る B 種優 先配当金につき本号に従い累積した B 種累積未払配 当金相当額(以下に定義される。)の配当を除く。 た、第(2)号(b)に従ってB種優先配当金を計算したと きは、第(2)号(a)に従い計算される B 種優先配当金の 額の剰余金の配当が行われたものとみなす。) の総額 が、当該事業年度に係る B 種優先配当金の額(当該 事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行わ れると仮定した場合において、第(2)号(a)に従い計算 される B 種優先配当金の額をいう。但しかかる計算 においては、第(2)号(a)但書の規定は適用されないも のとして計算するものとする。) に達しないときは、 その不足額は、当該事業年度の翌事業年度以降の事 業年度に累積する。この場合の累積額は、当該事業 年度に係る定時株主総会の翌日(同日を含む。)以降 においては、年率2.374%の利率で1年毎の複利計算 により算出した金額を加算した金額とする。なお、 当該計算は、1年を365日とした日割計算により行う ものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位 まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。本号 に従い累積する金額(以下「B 種累積未払配当金相 当額」という。)については、第13条の7第1項に 定める支払順位に従い、B 種種類株主等に対して配 当する。 (残余財産の分配) 2. (1) 本会社は、残余財産を分配するときは、B 種種 類株主等に対し、第13条の7第2項に定める支払順

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として 作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報 および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知 のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

位に従い、B 種種類株式1株につき、払込金額相当額

現行定款	変更案
	に、B 種累積未払配当金相当額及び第(3)号に定める
	日割未払優先配当金額を加えた額 (以下「B 種残余財
	産分配額」という。)の金銭を支払う。但し本号にお
	いては、残余財産の分配が行われる日(以下、本条
	において「分配日」という。) が配当基準日の翌日(同
	日を含む。) から当該配当基準日を基準日とした剰余
	金の配当が行われる時点までの間である場合は、当
	該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われ
	ないものとみなして B 種累積未払配当金相当額を計
	算する。なお、B 種残余財産分配額に、各 B 種種類
	株主等が権利を有する B 種種類株式の数を乗じた金
	額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切
	<u>り捨てる。</u>
	(2) B 種種類株主等に対しては、前号のほか、残余財
	産の分配は行わない。
	(3) B 種種類株式 1 株当たりの日割末払優先配当金額
	は、分配日の属する事業年度において、分配日を基
	準日として B 種優先配当金の支払がなされたと仮定
	した場合に、第1項第(2)号(a)に従い計算されるB種
	優先配当金相当額とする。
	(議決権)
	3. B 種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除
	き、株主総会において議決権を有しない。
	(普通株式を対価とする取得請求権)
	4. (1) B 種種類株主は、(i)平成30年7月31日以降、
	平成32年7月30日(同日を含む。)までの間は、普
	通株式対価取得請求(以下に定義される。)の効力が
	生じる時点において C 種種類株式及び D 種種類株式
	のいずれについても発行済株式(発行会社が有する
	ものは除く。) が存しないときに限り、また、(ii)平成
	32年7月31日以降はいつでも、本会社に対して、次
	号に定める数の普通株式(以下、本条において「請
	求対象普通株式」という。) の交付と引換えに、その
	有する B 種種類株式の全部又は一部を取得すること
	を請求すること(以下、本条において「普通株式対
	価取得請求」という。) ができるものとし、本会社は、
	当該普通株式対価取得請求に係る B 種種類株式を取
	得するのと引換えに、法令の許容する範囲内におい
	て、請求対象普通株式を、当該 B 種種類株主に対し
	て交付するものとする。
	(2) B 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式
	の数は、普通株式対価取得請求に係る B 種種類株式
	の数に、B種残余財産分配額を乗じて得られる額を、

現行定款	変更案
	次号乃至第(6)号で定める取得価額で除して得られる
	数とする。なお、本号においては、第2項第(1)号に
	定める B 種累積未払配当金相当額の計算及び同項第
	(3)号に定める日割未払優先配当金額の計算における
	「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を
	替えて、日割未払優先配当金額を計算する。また、
	普通株式対価取得請求に係る B 種種類株式の取得と
	引換えに交付する普通株式の合計数に 1 株に満たな
	い端数があるときは、これを切り捨てるものとし、
	この場合においては、会社法第167条第3項に定め
	る金銭の交付は行わない。
	- (3) 取得価額は、当初、平成30年7月31日に先立つ
	連続する30取引日(以下、本号において「当初取得
	価額算定期間」という。)の東京証券取引所が発表す
	る本会社の普通株式の普通取引の VWAP の平均値
	(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位
	を四捨五入する。) に相当する額 (以下、本条におい
	て「当初取得価額」という。)とする。但し当初取得
	価額が35円(但し第(6)号の調整を受ける。以下、本
	条において「当初下限取得価額」という。)を下回る
	場合には、当初取得価額は当初下限取得価額とする。
	なお、当初取得価額算定期間中に第(5)号に規定する
	事由が生じた場合、上記の VWAP の平均値及び当初
	下限取得価額は第(5)号に準じて本会社が適当と判断
	<u>する値に調整される。</u>
	(4) 取得価額は、平成31年1月31日(同日を含む。)
	以降、毎年1月末日及び7月末日(当該日が取引日
	でない場合には翌取引日とする。以下、本条におい
	て「取得価額修正日」という。) において、各取得価
	額修正日に先立つ連続する30取引日(以下、本号に
	おいて「取得価額算定期間」という。)の東京証券取
	引所が発表する本会社の普通株式の普通取引の
	VWAP の平均値(円位未満小数第 2 位まで算出し、
	その小数第2位を四捨五入する。なお、取得価額算
	定期間中に次号に規定する事由が生じた場合、当該
	VWAP の平均値は次号に準じて本会社が適当と判断
	<u>する値に調整される。)に相当する額に修正され(以</u>
	下、かかる修正後の取得価額を本条において「修正
	後取得価額」という。)、修正後取得価額は同日より
	適用される。但し修正後取得価額が当初取得価額(但
	し平成32年8月1日以降については、平成32年7

月31日における取得価額)の50%に相当する金額(円

現行定款	変更案
	位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四
	捨五入する。)(但し第(6)号の調整を受ける。)又は当
	初下限取得価額のうちいずれか高い方の金額(以下、
	本条において「下限取得価額」という。)を下回る場
	合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。
	(5) 取得価額の調整
	(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞ
	れ以下のとおり取得価額を調整する。
	①普通株式につき株式の分割又は株式無償割当
	てをする場合、次の算式により取得価額を調整
	する。なお、株式無償割当ての場合には、次の
	算式における「分割前発行済普通株式数」は「無
	償割当て前発行済普通株式数(但しその時点で
	本会社が保有する普通株式を除く。)」、「分割後
	発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普
	通株式数(但しその時点で本会社が保有する普
	<u>通株式を除く。)」とそれぞれ読み替える。</u>
	調整後 取得価額 三 期整前 取得価額 × 通株式数 分割後発行済普 通株式数
	調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の
	翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日(株
	式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該
	基準日の翌日)以降これを適用する。
	②普通株式につき株式の併合をする場合、次の
	算式により、取得価額を調整する。
	調整後 取得価額 調整前 取得価額 当株式数 取得価額 上 上 近得価額 上 上 近得価額 上 上 近株式数 上
	調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる 日以降これを適用する。
	③本号(d)に定める普通株式1株当たりの時価を
	下回る払込金額をもって普通株式を発行又は本
	会社が保有する普通株式を処分する場合(株式
	無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに
	取得される株式若しくは新株予約権(新株予約
	権付社債に付されたものを含む。以下本号にお

現行定款	変更案
	いて同じ。) の取得による場合、普通株式を目的
	とする新株予約権の行使による場合又は合併、
	株式交換若しくは会社分割により普通株式を交
	付する場合を除く。)、次の算式(以下、本条に
	おいて「取得価額調整式」という。)により取得
	価額を調整する。取得価額調整式における「1
	株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資
	の目的とする場合には、当該財産の適正な評価
	額とする。調整後取得価額は、払込期日(払込
	期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)
	の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日
	を定めた場合は当該基準日(以下、本条におい
	て「株主割当日」という。) の翌日以降これを適
	用する。なお、本会社が保有する普通株式を処
	分する場合には、次の算式における「新たに発
	行する普通株式の数」は「処分する本会社が保
	有する普通株式の数」、「本会社が保有する普通
	株式の数」は「処分前において本会社が保有す
	る普通株式の数」とそれぞれ読み替える。
	<u>(発行済</u> 新たに発行する
	調 調 普通株式 普通株式の数 数-
	<u>整</u> <u> </u>
	<u>後</u> 前 <u>保有する</u> + 1株当たり
	<u>取 = 取 × 普通株式 </u>
	<u> </u>
	<u>価</u> <u>当たりの時価</u> <u>当たりの時価</u> (発行済普通株式数-当会社が保有
	額 する普通株式の数)
	+新たに発行する普通株式の数
	④本会社に取得をさせることにより又は本会社
	に取得されることにより、本号(d)に定める普通
	株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当
	たりの取得価額をもって普通株式の交付を受け
	<u>ることができる株式を発行又は処分する場合</u>
	(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式
	の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払
	<u>込期間の最終日。以下本④において同じ。)に、</u>
	株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日
	(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は

当該基準日。以下本④において同じ。) に、また 株主割当日がある場合はその日に、発行又は処 分される株式の全てが当初の条件で取得され普 通株式が交付されたものとみなし、取得価額調 現行定款 変更案 整式において「1株当たり払込金額」としてか かる価額を使用して計算される額を、調整後取 得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の 翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力 が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある 場合にはその日の翌日以降、これを適用する。 上記にかかわらず、取得に際して交付される普 通株式の対価が上記の時点で確定していない場 合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点 において発行又は処分される株式の全てが当該 対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交 付されたものとみなして算出するものとし、当 該対価が確定した日の翌日以降これを適用す ⑤行使することにより又は本会社に取得される ことにより、普通株式1株当たりの新株予約権 の払込価額と新株予約権の行使に際して出資さ れる財産(金銭以外の財産を出資の目的とする 場合には、当該財産の適正な評価額とする。以 下本⑤において同じ。) の合計額が本号(d)に定 める普通株式1株当たりの時価を下回る価額を もって普通株式の交付を受けることができる新 株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当 ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日 に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力 が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準 日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤におい て同じ。) に、また株主割当日がある場合はその 日に、発行される新株予約権全てが当初の条件 で行使され又は取得されて普通株式が交付され たものとみなし、取得価額調整式において「1 株当たり払込金額」として普通株式1株当たり の新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に 際して出資される財産の普通株式1株当たりの 価額の合計額を使用して計算される額を、調整 後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる 新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無 償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日 以降、また株主割当日がある場合にはその翌日 以降、これを適用する。上記にかかわらず、取 得又は行使に際して交付される普通株式の対価 が上記の時点で確定していない場合は、調整後

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として 作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報 および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知 のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

取得価額は、当該対価の確定時点において発行

現行定款	変更案
2-1.11-21	される新株予約権全てが当初の条件で行使され
	又は取得されて普通株式が交付されたものとみ
	なして算出するものとし、当該対価が確定した
	日の翌日以降これを適用する。但し本⑤による
	取得価額の調整は、本会社又は本会社の子会社
	の取締役、監査役又は従業員に対してストッ
	ク・オプション目的で発行される普通株式を目
	ー ー ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
	 る。
	③のいずれかに該当する場合には、本会社はB種
	種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその
	旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及
	びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の
	調整を適切に行うものとする。
	①合併、株式交換、株式交換による他の株式会
	社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収
	分割、吸収分割による他の会社がその事業に関
	して有する権利義務の全部若しくは一部の承継
	又は新設分割のために取得価額の調整を必要と
	<u>するとき。</u>
	②取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接し
	て発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価
	額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方
	の事由による影響を考慮する必要があるとき。
	③その他、発行済普通株式数(但し本会社が保
	有する普通株式の数を除く。) の変更又は変更の
	可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の
	調整を必要とするとき。
	(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、
	円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位
	を四捨五入する。
	(d) 取得価額調整式に使用する普通株式 1 株当た
	りの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立
	つ連続する 30 取引日の東京証券取引所が発表す
	る本会社の普通株式の普通取引の VWAP の平均値
	<u>とする。</u>
	(e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整
	後取得価額と調整前取得価額との差額が 0.1 円未
	満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行
	わない。但し本(e)により不要とされた調整は繰り
	越されて、その後の調整の計算において斟酌され
	<u> </u>

現行定款	変更案
	(6) 前号の規定により取得価額の調整を行う場合に
	は、下限取得価額及び当初下限取得価額についても、
	――――――――――――――――――――――――――――――――――――
	 様の調整を行う。
	(金銭を対価とする取得請求権)
	5. B 種種類株主は、平成 30 年 7 月 31 日以降、(i)平成
	30年7月31日以降平成32年7月30日(同日を含む。)
	までの日を償還請求日(以下に定義される。)とする
	場合は、当該償還請求日において C 種種類株式及び
	D 種種類株式のいずれについても発行済株式(発行
	会社が有するものを除く。)が存しないときに限り、
	また、(ii)平成32年7月31日以降の日を償還請求日
	とする場合は、(a)分配可能額から、(b)当該償還請求
	日に発行済の全ての C 種種類株式 (発行会社が有す
	るものを除く。) に C 種残余財産分配額を乗じた額及
	び(c)同日に発行済の全ての D 種種類株式 (発行会社
	が有するものを除く。) に D 種残余財産分配額を乗じ
	た額を控除した額(以下、本条において「償還請求
	可能額」という。)が正の値であるときに限り、毎月
	15 日(当該日が取引日でない場合には翌取引日とす
	る。)を償還請求が効力を生じる日(以下、本条にお
	いて「償還請求日」という。)として、償還請求日の
	30 取引日前までに本会社に対して書面による通知
	(撤回不能とする。)を行った上で、本会社に対して、
	金銭の交付と引換えに、その有する B 種種類株式の
	全部又は一部を取得することを請求すること(以下、
	本条において「償還請求」という。)ができるものと
	し、本会社は、当該償還請求に係る B 種種類株式を
	取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内にお
	いて、当該償還請求に係るB種種類株式の数にB種
	残余財産分配額を乗じて得られる額の金銭を、当該B
	種種類株主に対して交付するものとする。なお、本
	号においては、第2項第(1)号に定めるB種累積未払
	配当金相当額の計算及び同項第(3)号に定める日割未
	払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が
	行われる日」及び「分配日」を「償還請求日」と読
	み替えて、日割未払優先配当金額を計算する。 但し
	償還請求日において償還請求がなされた B 種種類株
	式及び同日に金銭を対価とする取得請求権が行使さ
	れた A 種種類株式の取得と引換えに交付することと
	なる金銭の額が、償還請求日における分配可能額(但

し償還請求日が平成 32 年 7 月 31 日以降の日である

現行定款	変更案
=	場合においては、償還請求可能額。以下本号におい
	て同じ。) を超える場合には、償還請求がなされた B
	種種類株式及び取得請求権の行使がなされた A 種種
	類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる
	金銭の額が分配可能額を超えない範囲内においての
	み B 種種類株式及び A 種種類株式を取得するものと
	し、かかる方法に従い取得されなかった B 種種類株
	式については、償還請求がなされなかったものとみ
	 (金銭を対価とする取得条項)
	6. 本会社は、B種払込期日以降いつでも、金銭対価償
	還日(以下に定義される。)の開始時において、C種
	種類株式及び D 種種類株式のいずれについても発行
	済株式 (発行会社が有するものを除く。) が存しない
	場合に限り、本会社の取締役会が別に定める日(以
	下、本条において「金銭対価償還日」という。)が到
	来することをもって、B 種種類株主等に対して、金銭
	対価償還日の60取引日前までに書面による通知(撤
	回不能とする。)を行った上で、法令の許容する範囲
	内において、金銭を対価として、B 種種類株式の全部
	を取得することができる(以下、本条において「金
	銭対価償還」という。)ものとし、本会社は、当該金
	銭対価償還に係る B 種種類株式を取得するのと引換
	えに、当該金銭対価償還に係る B 種種類株式の数に
	B 種残余財産分配額を乗じて得られる額の金銭を、B
	種種類株主に対して交付するものとする。なお、本
	項においては、第2項第(1)号に定めるB種累積未払
	配当金相当額の計算及び同項第(3)号に定める日割未
	払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が
	行われる日」及び「分配日」をそれぞれ金銭対価償
	還日と読み替えて、日割未払優先配当金額を計算す
	る。また、金銭対価償還に係る B 種種類株式の取得
	と引換えに交付する金銭に 1 円に満たない端数があ
	るときは、これを切り捨てるものとする。
	(譲渡制限)
	7.B 種種類株式を譲渡により取得するには、本会社の
	取締役会の承認を受けなければならない。
(新設)	第13条の4(C種種類株式)
	本会社の発行する C 種種類株式の内容は次のとおり
	<u>とする。</u>
	(剰余金の配当)_
	1. (I) 本会社は、ある事業年度中に属する日を基準日

現行定款	変更案

として剰余金の配当をするときは、当該基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された C 種種類株式を有する株主(以下「C 種種類株主」という。)又は C 種種類株式の登録株式質権者(C 種種類株主と併せて以下「C 種種類株主等」という。)に対し、第13条の7第1項に定める支払順位に従い、C 種種類株式1株につき、次号に定める額の金銭による剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭を、以下「C 種優先配当金」という。)を行う。なお、C 種優先配当金に、各 C 種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) C 種種類株式 1 株当たりの C 種優先配当金の額 は、以下に定めるとおりとする。除算は最後に行い、円位未満小数第 2 位まで計算し、その小数第 2 位を 四捨五入する。

(a) 1,000,000 円(以下、本条において「払込金額相 当額」という。) に、6.0%を乗じて算出した額の 金銭について、当該剰余金の配当の基準日の属す る事業年度の初日(但し当該剰余金の配当の基準 日が平成27年3月末日に終了する事業年度に属す る場合は、C 種払込期日 (C 種種類株式が最初に 発行された日をいう。以下同じ。))(同日を含む。) から当該剰余金の配当の基準日(同日を含む。)ま での期間の実日数につき、1年を365日(但し当 該事業年度に閏日を含む場合は366日)として日 割計算により算出される金額とする。但し当該剰 余金の配当の基準日の属する事業年度中の、当該 剰余金の配当の基準日より前の日を基準日として C 種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、C 種種類株式1株当たりのC種優先配当金の額は、 その各配当における C 種優先配当金 (但し本号(b) に従って C 種優先配当金を計算したときは、本(a) に従い計算されるC種優先配当金の額の剰余金の 配当が行われたものとみなす。) の合計額を控除し た金額とする。

(b) 本号(a)にかかわらず、当該剰余金の配当の基準日(以下、本条において「配当基準日」という。) の翌日(同日を含む。) から当該剰余金の配当が行われる時点までの間に本会社が C 種種類株式を取得した場合は、配当基準日を基準日として行う C 種優先配当金の額は、本号(a)に従って計算される額に、当該剰余金の配当が行われる時点の直前に

現行定款	変更案
	おいて発行済みのC種種類株式(本会社が有する
	ものを除く。以下本(b)において同じ。)の数を当該
	配当基準日の終了時点において発行済みの C 種種
	類株式の数で除して得られる比率を乗じて得られ
	る金額とする。
	(3) 本会社は、C 種種類株主等に対しては、C 種優先
	配当金及び C 種累積未払配当金相当額(次号に定め
	る。) の額を超えて剰余金の配当を行わない。 但し本
	会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第
	758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定
	される剰余金の配当又は本会社が行う新設分割手続
	の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法
	第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当
	についてはこの限りではない。
	(4) ある事業年度に属する日を基準日として C 種種
	類株主等に対して行われた 1 株当たりの剰余金の配
	当(当該事業年度より前の各事業年度に係る C 種優
	先配当金につき本号に従い累積した C 種累積未払配
	当金相当額(以下に定義される。)の配当を除く。ま
	た、第(2)号(b)に従ってC種優先配当金を計算したと
	きは、第(2)号(a)に従い計算される C 種優先配当金の
	額の剰余金の配当が行われたものとみなす。) の総額
	が、当該事業年度に係る C 種優先配当金の額(当該
	事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行わ
	れると仮定した場合において、第(2)号(a)に従い計算
	される C 種優先配当金の額をいう。但しかかる計算
	においては、第(2)号(a)但書の規定は適用されないも
	のとして計算するものとする。)に達しないときは、
	その不足額は、当該事業年度の翌事業年度以降の事
	業年度に累積する。この場合の累積額は、当該事業
	年度に係る定時株主総会の翌日(同日を含む。)以降
	においては、年率6.0%の利率で1年毎の複利計算に
	より算出した金額を加算した金額とする。なお、当
	該計算は、1年を365日とした日割計算により行うも
	のとし、除算は最後に行い、円位未満小数第 2 位ま
	で計算し、その小数第2位を四捨五入する。本号に
	従い累積する金額(以下「C 種累積未払配当金相当
	額」という。)については、第13条の7第1項に定
	める支払順位に従い、C 種種類株主等に対して配当
	<u>する。</u>
	(残余財産の分配)

2. (1) 本会社は、残余財産を分配するときは、C種種 類株主等に対し、第13条の7第2項に定める支払順

現行定款	変更案
	位に従い、C 種種類株式 1 株につき、払込金額相当額
	に、C 種累積未払配当金相当額及び第(3)号に定める
	日割未払優先配当金額を加えた額(以下「C種残余財
	産分配額」という。)の金銭を支払う。但し本号にお
	いては、残余財産の分配が行われる日(以下、本条
	において「分配日」という。) が配当基準日の翌日(同
	日を含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余
	金の配当が行われる時点までの間である場合は、当
	該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われ
	ないものとみなして C 種累積未払配当金相当額を計
	算する。なお、C 種残余財産分配額に、各 C 種種類
	株主等が権利を有する C 種種類株式の数を乗じた金
	額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切
	<u>り捨てる。</u>
	(2) C 種種類株主等に対しては、前号のほか、残余財
	産の分配は行わない。
	(3) C 種種類株式 1 株当たりの日割未払優先配当金額
	は、分配日の属する事業年度において、分配日を基
	準日として C 種優先配当金の支払がなされたと仮定
	した場合に、前項第(2)項(a)に従い計算される C 種優
	<u>先配当金相当額とする。</u>
	3. C 種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除
	き、株主総会において議決権を有しない。
	(普通株式を対価とする取得請求権)
	4. (1) C種種類株主は、C種払込期日以降いつでも、
	本会社に対して、次号に定める数の普通株式(以下、
	本条において「請求対象普通株式」という。)の交付
	と引換えに、その有する C 種種類株式の全部又は一
	部を取得することを請求すること(以下、本条にお
	いて「普通株式対価取得請求」という。)ができるも
	のとし、本会社は、当該普通株式対価取得請求に係
	る C 種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許
	容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該 C
	種種類株主に対して交付するものとする。
	(2) C 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式
	の数は、普通株式対価取得請求に係る C 種種類株式
	の数に、C種残余財産分配額を乗じて得られる額を、
	次号乃至第(6)号で定める取得価額で除して得られる
	数とする。なお、本号においては、第2項第(1)号に
	定める C 種累積未払配当金相当額の計算及び同項第
	(3)号に定める日割未払優先配当金額の計算における
	「碓今財産の公配が行われるロ」及び「公配ロ」を

「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」を

現行定款 変更案 「普通株式対価取得請求が効力を生じた日」と読み 替えて、C 種累積未払配当金相当額及び日割未払優 先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請 求に係る C 種種類株式の取得と引換えに交付する普 通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、 これを切り捨てるものとし、この場合においては、 会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わな V. (3) 取得価額は、当初、56.9円とする。 (4) 取得価額は、平成27年3月15日及びそれ以降の 6か月毎の応当日(当該日が取引日でない場合には翌 取引日とする。以下、本条において「取得価額修正 日」という。) において、各取得価額修正日に先立つ 連続する30取引日(以下、本号において「取得価額 算定期間」という。) の東京証券取引所が発表する本 会社の普通株式の普通取引の VWAP の平均値(円位 未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨 五入する。なお、取得価額算定期間中に次号に規定 する事由が生じた場合、当該 VWAP の平均値は次号 に準じて本会社が適当と判断する値に調整される。) の 92%に相当する額 (円位未満小数第 2 位まで算出 し、その小数第2位を四捨五入する。)に修正され(以 下、かかる修正後の取得価額を本条において「修正 後取得価額」という。)、修正後取得価額は同日より 適用される。但し修正後取得価額が35.0円(但し第 (6)号の調整を受ける。以下、本条において「下限取 得価額」という。)を下回る場合には、修正後取得価 額は下限取得価額とし、また、修正後取得価額が78.8 円(但し第66)号の調整を受ける。以下、本条におい て「上限取得価額」という。)を上回る場合には、修 正後取得価額は上限取得価額とする。 (5) 取得価額の調整 (a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞ れ以下のとおり取得価額を調整する。 ①普通株式につき株式の分割又は株式無償割当 てをする場合、次の算式により取得価額を調整 する。なお、株式無償割当ての場合には、次の 算式における「分割前発行済普通株式数」は「無 償割当て前発行済普通株式数(但しその時点で 本会社が保有する普通株式を除く。)」、「分割後

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として 作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報 および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知 のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普 通株式数(但しその時点で本会社が保有する普 通株式を除く。)」とそれぞれ読み替える。

現行定款	変更案
	調整後 取得価額 = 調整前 取得価額 × 通株式数 分割後発行済普 通株式数
	調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降これを適用する。 ②普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。
	調整後 取得価額 = 調整前 取得価額 × 通株式数 併合後発行済普 通株式数
	調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる 日以降これを適用する。 ③本号(d)に定める普通株式1株当たりの時価を 下回る払込金額をもって普通株式を発行又は本 会社が保有する普通株式を処分する場合(株式 無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに 取得される株式若しくは新株予約権(新株予約 権付社債に付されたものを含む。以下本号にお いて同じ。)の取得による場合、普通株式を目的 とする新株予約権の行使による場合又は合併、 株式交換若しくは会社分割により普通株式を交
	付する場合を除く。)、次の算式(以下、本条に おいて「取得価額調整式」という。)により取得 価額を調整する。取得価額調整式における「1 株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資 の目的とする場合には、当該財産の適正な評価 額とする。調整後取得価額は、払込期日(払込 期間を定めた場合には当該払込期間の最終日) の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日 を定めた場合は当該基準日(以下、本条におい て「株主割当日」という。)の翌日以降これを適 用する。なお、本会社が保有する普通株式を処 分する場合には、次の算式における「新たに発 行する普通株式の数」は「処分する本会社が保

現行定款	変更案
	株式の数」は「処分前において本会社が保有す
	る普通株式の数」とそれぞれ読み替える。
	_(発行済 新たに発行する 調 普通株式 普通株式の数 数-
	<u>整</u> <u>整</u> <u>当会社が</u> ×
	<u>後</u> <u>前</u> <u>保有する</u> <u>土 1株当たり</u>
	<u>取 = 取 × 普通株式 払込金額</u>
	<u> </u>
	価 価 当たりの時価 当たりの時価 (スタンスタンスター・アインスター
	額 (発行済普通株式数-当会社が保有 する普通株式の数) +新たに発行する普通株式の数
	(4)本会社に取得をさせることにより又は本会社
	(取得されることにより、本号(d)に定める普通
	株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当
	たりの取得価額をもって普通株式の交付を受け
	<u>ることができる株式を発行又は処分する場合</u>
	_(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式
	の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払
	込期間の最終日。以下本④において同じ。)に <u>、</u>
	株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日
	(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は
	当該基準日。以下本④において同じ。)に、また
	株主割当日がある場合はその日に、発行又は処
	分される株式の全てが当初の条件で取得され普
	通株式が交付されたものとみなし、取得価額調
	整式において「1株当たり払込金額」としてか
	かる価額を使用して計算される額を、調整後取
	得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の
	翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力
	が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある
	場合にはその日の翌日以降、これを適用する。
	上記にかかわらず、取得に際して交付される普
	通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、理事後時間に変け、光表対圧のなったも
	合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点
	において発行又は処分される株式の全てが当該 対価の確定時点の条件で取得され、並通性式がな
	対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものトルカルノで質用するものトルカ
	付されたものとみなして算出するものとし、当
	該対価が確定した日の翌日以降これを適用す る。
	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
	ことにより、普通株式1株当たりの新株予約権
	の払込価額と新株予約権の行使に際して出資さ

現行定款 変更案 れる財産(金銭以外の財産を出資の目的とする 場合には、当該財産の適正な評価額とする。以 下本⑤において同じ。) の合計額が本号(d)に定 める普通株式1株当たりの時価を下回る価額を もって普通株式の交付を受けることができる新 株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当 ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日 に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力 が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準 日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤におい て同じ。) に、また株主割当日がある場合はその 日に、発行される新株予約権全てが当初の条件 で行使され又は取得されて普通株式が交付され たものとみなし、取得価額調整式において「1 株当たり払込金額」として普通株式1株当たり の新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に 際して出資される財産の普通株式1株当たりの 価額の合計額を使用して計算される額を、調整 後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる 新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無 償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日 以降、また株主割当日がある場合にはその翌日 以降、これを適用する。上記にかかわらず、取 得又は行使に際して交付される普通株式の対価 が上記の時点で確定していない場合は、調整後 取得価額は、当該対価の確定時点において発行 される新株予約権全てが当初の条件で行使され 又は取得されて普通株式が交付されたものとみ なして算出するものとし、当該対価が確定した 日の翌日以降これを適用する。但し本⑤による 取得価額の調整は、本会社又は本会社の子会社 の取締役、監査役又は従業員に対してストッ ク・オプション目的で発行される普通株式を目 的とする新株予約権には適用されないものとす (b) 本号(a)に掲げた事由によるほか、本(b)①乃至 ③のいずれかに該当する場合には、本会社は C 種 種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその 旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及 びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の 調整を適切に行うものとする。

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として 作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報 および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知 のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

①合併、株式交換、株式交換による他の株式会 社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収

現行定款	変更案
	分割、吸収分割による他の会社がその事業に関
	して有する権利義務の全部若しくは一部の承継
	又は新設分割のために取得価額の調整を必要と
	<u>するとき。</u>
	②取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接し
	て発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価
	額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方
	の事由による影響を考慮する必要があるとき。
	③その他、発行済普通株式数(但し本会社が保
	有する普通株式の数を除く。)の変更又は変更の
	可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の
	調整を必要とするとき。
	(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、
	円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位
	を四捨五入する。
	(d) 取得価額調整式に使用する普通株式 1 株当た
	りの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立
	つ連続する 30 取引日の東京証券取引所が発表す
	る本会社の普通株式の普通取引の VWAP の平均値
	<u>とする。</u>
	(e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整
	後取得価額と調整前取得価額との差額が 0.1 円未
	満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行
	わない。但し本(e)により不要とされた調整は繰り
	越されて、その後の調整の計算において斟酌され
	<u> 3. </u>
	(6)前号の規定により取得価額の調整を行う場合に
	は、上限取得価額及び下限取得価額についても、「取
	得価額」を「上限取得価額」又は「下限取得価額」
	に読み替えた上で前号の規定を準用して同様の調整
	<u>を行う。</u>
	(金銭及びD種種類株式を対価とする取得請求権)
	5. (1) C 種種類株主は、C 種払込期日以降いつでも、D
	種種類株式等対価取得請求日(以下に定義される。)
	の30取引日前までに本会社に対して書面による通知
	(撤回不能とする。以下「D 種種類株式等対価取得
	請求事前通知」という。)を行った上で、本会社に対
	して、金銭及び D 種種類株式の交付と引換えに、そ
	の有する C 種種類株式の全部又は一部を取得するこ
	とを請求すること (以下「D 種種類株式等対価取得
	請求」という。)ができるものとし、本会社は、当該
	D 種種類株式等対価取得請求に係る C 種種類株式を
	取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内にお

現行定款 変更案 いて、当該D種種類株式等対価取得請求に係るC種 種類株式の数に C 種残余財産分配額を乗じて得られ る額及び次号に定める数の D 種種類株式を、当該 C 種種類株主に対して交付するものとする。なお、 号においては、第2項第(1)号に定めるC種累積未払 配当金相当額の計算及び同項第(3)号に定める日割未 払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が 行われる日」及び「分配日」を「D 種種類株式等対 価取得請求が効力を生じた日」 (以下「D 種種類株 式等対価取得請求日」という。)と読み替えて、C種 累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を 計算する。但し当該 D 種種類株式等対価取得請求が なされた C 種種類株式の取得と引換えに交付するこ ととなる金銭の額が、D 種種類株式等対価取得請求 日における分配可能額を超える場合には、D 種種類 株式等対価取得請求がなされた C 種種類株式の数に 応じた比例按分の方法により、C種種類株式を取得す るものとし、かかる方法に従い取得されなかった C 種種類株式については、D 種種類株式等対価取得請 求がなされなかったものとみなす。 (2) 前号による C 種種類株式の取得と引換えに交付 するD種種類株式の数は、D種種類株式等対価取得 請求日が、(i)平成26年8月1日(同日を含む。)か ら平成27年7月31日(同日を含む。)までのいずれ かの日である場合においては、D 種種類株式等対価 取得請求に係る C種種類株式の数に 0.05 を乗じて得 られる数、(ii)平成27年8月1日(同日を含む。)か ら平成28年7月31日(同日を含む。)までのいずれ かの日である場合においては、D 種種類株式等対価

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

取得請求に係る C 種種類株式の数に 0.08 を乗じて得られる数、(iii)平成 28 年 8 月 1 日 (同日を含む。) から平成 29 年 7 月 31 日 (同日を含む。) までのいずれかの日である場合においては、D 種種類株式等対価取得請求に係る C 種種類株式の数に 0.14 を乗じて得られる数、(iv)平成 29 年 8 月 1 日 (同日を含む。) から平成 30 年 7 月 31 日 (同日を含む。) までのいずれかの日である場合においては、D 種種類株式等対価取得請求に係る C 種種類株式の数に 0.18 を乗じて得られる数、(v)平成 30 年 8 月 1 日 (同日を含む。) から平成 31 年 7 月 31 日 (同日を含む。) までのいずれかの日である場合においては、D 種種類株式等対価取得請求に係る C 種種類株式の数に 0.25 を乗じて得られる数、(vi)平成 31 年 8 月 1 日 (同日を含む。) 以

現行定款 変更案 降においては、D種種類株式等対価取得請求に係る C 種種類株式の数に 0.31 を乗じて得られる数とする。 また、D 種種類株式等対価取得請求に係る C 種種類 株式の取得と引換えに交付する D 種種類株式の合計 数に1株に満たない端数があるときは、これを切り 捨てるものとし、この場合においては、会社法第167 条第3項に定める金銭の交付は行わない。 (金銭を対価とする取得条項) 6. 本会社は、平成27年8月1日以降いつでも、本会 社の取締役会が別に定める日(以下、本条において 「金銭対価償還日」という。) が到来することをもっ て、C 種種類株主等に対して、金銭対価償還日の 60 取引日前までに書面による通知(撤回不能とする。) を行った上で、法令の許容する範囲内において、金 銭を対価として、C 種種類株式の全部(但し C 種種 類株主が、金銭対価償還日の到来に先立ち、前項に 定めるD種種類株式等対価取得請求に係るD種種類 株式等対価取得請求事前通知を行った場合には、当 該D種種類株式等対価取得請求に係るC種種類株式 を除く。) を取得することができる(以下、本条にお いて「金銭対価償還」という。) ものとし、本会社は、 当該金銭対価償還に係る C 種種類株式を取得するの と引換えに、当該金銭対価償還に係る C 種種類株式 の数に(i)C種種類株式1株当たりの払込金額相当額に 下記に定める償還係数を乗じて得られる額並びに (ii)C 種累積未払配当金相当額及び第2項第(3)号に定 める日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られ る額の金銭を、C種種類株主に対して交付するものと する。なお、本項においては、金銭対価償還日が配 当基準日の翌日(同日を含む。)から当該配当基準日 を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの 間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰 余金の配当は行われないものとみなして C 種累積未 払配当金相当額を計算し、第2項第(3)号に定める日 割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分 配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ金銭対 価償還日と読み替えて、日割未払優先配当金額を計 算する。また、金銭対価償還に係る C 種種類株式の 取得と引換えに交付する金銭に 1 円に満たない端数 があるときは、これを切り捨てるものとする。 「償還係数」とは、金銭対価償還日が以下の各号の 日に該当するか又はいずれの期間に属するかの区分

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

に応じて、以下の各号に定める数値をいう。

現行定款	変更案
	①平成27年8月1日から平成28年7月31日まで
	: 1.12
	②平成 28 年 8 月 1 日から平成 29 年 7 月 31 日まで
	: 1.18
	③平成 29 年 8 月 1 日から平成 30 年 7 月 31 日まで
	: 1.24
	④平成30年8月1日から平成31年7月31日まで
	: 1.30
	⑤平成 31 年 8 月 1 日以降 : 1.38
	7. C 種種類株式を譲渡により取得するには、本会社の
	取締役会の承認を受けなければならない。
(新設)	第13条の5 (D 種種類株式)
	本会社の発行する D 種種類株式の内容は次のとおり
	<u>とする。</u>
	(剰余金の配当)
	1. (1) 本会社は、D種種類株式の発行目 (D種種類株
	式が最初に発行された日をいう。以下同じ。)(同日
	を含む。)からその2年後の応当日の前日(同日を含
	む。) までの間 (以下「D 種優先配当期間」という。)、
	あるD種優先配当年度(以下に定義する。)に属する
	日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該
	基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された D 種
	種類株式を有する株主(以下「D種種類株主」とい
	う。)又はD種種類株式の登録株式質権者(D種種類
	株主と併せて以下「D種種類株主等」という。) に対
	し、第13条の7第1項に定める支払順位に従い、D 毎種類性式1 #につき か早に定める類の会様に上
	種種類株式 1 株につき、次号に定める額の金銭による利金金の配当(かかる配当により支払われる金銭
	る剰余金の配当(かかる配当により支払われる金銭 を NT「D 種優生配当会」という)を行う。なお
	を、以下「D種優先配当金」という。)を行う。なお、 D種優先配当金に、各D種種類株主等が権利を有す
	□ 種優先配当金に、合 □ 種種類株主等が権利を有する □ 種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数
	が生じるときは、当該端数は切り捨てる。D 種優先
	か生しるとさは、ヨ該端数は切り指しる。D 種優先 配当年度とは、(i)D 種種類株式の発行日(同日を含
	配当年度とは、(I)D 種種類体式の発行日(同日を含む。) から同日の属する事業年度の末日(同日を含
	む。)から同日の属する事業年度の末日(同日を含む。)までの期間、(ii)D 種優先配当期間の末日が属す
	る事業年度の初日(同日を含む。)からD種優先配当
	期間の末日(同日を含む。)までの期間、及び(iii)上記
	(i)に定める事業年度と上記(ii)に定める事業年度の間
	の事業年度(もしあれば。)の初日(同日を含む。)
	から末日(同日を含む。)までの期間(上記(i)に定め
	る事業年度と上記(ii)に定める事業年度の間に複数の
	<u> </u>

現行定款	変更案
	事業年度がある場合には、かかる各事業年度の初日
	(同日を含む。) から末日(同日を含む。) までの各
	期間) をいう。
	(2) D 種種類株式 1 株当たりの D 種優先配当金の額
	は、以下に定めるとおりとする。除算は最後に行い、
	円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を
	<u>四捨五入する。</u>
	(a)1,000,000円(以下、本条において「払込金額相
	当額」という。)に、6.0%を乗じて算出した額の
	金銭について、当該剰余金の配当の基準日の属す
	る D 種優先配当年度の初日(同日を含む。)から
	当該剰余金の配当の基準日(同日を含む。)までの
	期間の実日数につき、1 年を 365 日(但し当該 D
	種優先配当年度に閏日を含む場合は366日)とし
	て日割計算により算出される金額とする。但し当
	該剰余金の配当の基準日の属する D 種優先配当年
	度中の、当該剰余金の配当の基準日より前の日を
	基準日としてD種種類株主等に対し剰余金を配当
	したときは、D種種類株式1株当たりのD種優先
	配当金の額は、その各配当における D 種優先配当
	金(但し本号(b)に従って D 種優先配当金を計算し
	たときは、本(a)に従い計算される D 種優先配当金
	の額の剰余金の配当が行われたものとみなす。) の
	合計額を控除した金額とする。
	(b) 本号(a)にかかわらず、当該剰余金の配当の基準
	日(以下、本条において「配当基準日」という。)
	の翌日(同日を含む。)から当該剰余金の配当が行
	われる時点までの間に本会社が D 種種類株式を取
	得した場合は、配当基準日を基準日として行う D
	種優先配当金の額は、本号(a)に従って計算される
	額に、当該剰余金の配当が行われる時点の直前に
	おいて発行済みのD種種類株式(本会社が有する
	ものを除く。以下本(b)において同じ。)の数を当該
	配当基準日の終了時点において発行済みの D 種種
	類株式の数で除して得られる比率を乗じて得られ
	る金額とする。
	(3) 本会社は、ある D 種優先配当年度に属する日を
	基準日として剰余金の配当をするときは、D 種種類
	株主等に対しては、D種優先配当金及びD種累積未
	<u>払配当金相当額(次号に定める。)の額を超えて剰余</u>
	金の配当を行わない。但し本会社が行う吸収分割手
	続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは
	□ 戸井笠 700 夕笠 7 日った担党さん 7 近八 八 のエンピワー

同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又

現行定款 変更案 は本会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第 763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号 口に規定される剰余金の配当についてはこの限りで はない。 (4)あるD種優先配当年度に属する日を基準日として D 種種類株主等に対して行われた 1 株当たりの剰余 金の配当(当該 D 種優先配当年度より前の D 種優先 配当年度に係る D 種優先配当金につき本号に従い累 積した D 種累積未払配当金相当額(以下に定義され る。) の配当を除く。また、第(2)号(b)に従って D 種 優先配当金を計算したときは、第(2)号(a)に従い計算 される D 種優先配当金の額の剰余金の配当が行われ たものとみなす。) の総額が、当該 D 種優先配当年度 に係るD種優先配当金の額(当該D種優先配当年度 の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮 定した場合において、第(2)号(a)に従い計算される D 種優先配当金の額をいう。但しかかる計算において は、第(2)号(a)但書の規定は適用されないものとして 計算するものとする。) に達しないときは、その不足 額は、当該 D 種優先配当年度の末日の翌日以降の期 間 (D 種優先配当期間の経過後を含む。) に累積する。 この場合の累積額は、当該 D 種優先配当年度の末日 に終了する事業年度(但し当該 D 種優先配当年度の 末日に事業年度が終了しない場合には、当該 D 種優 先配当年度の末日が属する事業年度) に係る定時株 主総会の翌日(同日を含む。)以降においては、年率 6.0%の利率で1年毎の複利計算により算出した金額 を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を 365 日とした日割計算により行うものとし、除算は最 後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小 数第2位を四捨五入する。本号に従い累積する金額 (以下「D種累積未払配当金相当額」という。) につ いては、当該 D 種優先配当年度の末日の翌日以降、 第13条の7第1項に定める支払順位に従い、D種種 類株主等に対して配当する。 (5) D 種優先配当期間経過後の配当 (a) 本会社は、D種優先配当期間の末日の翌日(同 日を含む。) 以降の日を基準日として剰余金の配当 をするときは、当該基準日の最終の株主名簿に記 載又は記録されたD種種類株主等に対し、D種種 類株式1株につき、払込金額相当額に本号(b)に定

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として 作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報 および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知 のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

める配当率(以下「D種普通配当率」という。)を 乗じて算出した額の金銭(以下「D種普通配当金」

変更案 現行定款 という。) の配当を、第13条の7第1項に定める 支払順位に従って行う。なお、D種普通配当金に、 各D種種類株主等が権利を有するD種種類株式の 数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるとき は、当該端数は切り捨てる。 (b) D 種普通配当率は、当該基準日に係る普通株式 1 株あたりの剰余金の配当の金額を、当該基準日 から起算して3取引日前の日(同日を含む。)に先 立つ連続する 20 取引日(以下「D 種普通配当率算 定期間」という。)の東京証券取引所が発表する本 会社の普通株式の普通取引の VWAP の平均値(円 位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を 四捨五入する。なお、D 種普通配当率算定期間中 に第4項第(5)号に規定する事由が生じた場合、当 該 VWAP の平均値は同項第(5)号に準じて本会社 が適当と判断する値に調整される。) で除して得ら れた比率とする。 (残余財産の分配) 2. (1) 本会社は、残余財産を分配するときは、D種種 類株主等に対し、第13条の7第2項に定める支払順 位に従い、D 種種類株式 1 株につき、払込金額相当 額に、D 種累積未払配当金相当額及び第(3)号に定め る日割未払優先配当金額を加えた額(以下「D 種残 余財産分配額」という。) の金銭を支払う。但し本号 においては、残余財産の分配が行われる日(以下、 本条において「分配日」という。) が配当基準日の翌 日(同日を含む。)から当該配当基準日を基準日とし た剰余金の配当が行われる時点までの間である場合 は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は 行われないものとみなして D 種累積未払配当金相当 額を計算する。なお、D 種残余財産分配額に、各 D 種種類株主等が権利を有する D 種種類株式の数を乗 じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端 数は切り捨てる。 (2) D 種種類株主等に対しては、前号のほか、残余財 産の分配は行わない。 (3) D 種種類株式 1 株当たりの日割未払優先配当金額 は、分配日が D 種優先配当期間内の場合は、当該分 配日の属する D 種優先配当年度において、分配日を 基準日として D 種優先配当金の支払がなされたと仮 定した場合に、第1項第(2)号(a)に従い計算されるD

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

種優先配当金相当額とし、分配日が D 種優先配当期

間経過後の場合は、零とする。

現行定款	変更案
	_(議決権)
	3. D 種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を
	除き、株主総会において議決権を有しない。
	(普通株式を対価とする取得請求権)
	4. (1) D種種類株主は、いつでも、本会社に対して、
	(i)第(2)号(a)に定める数の普通株式(以下、本条にお
	いて「請求対象普通株式」という。) 又は(ii)第(2)号(b)
	に定める数及び金額の普通株式及び金銭(以下「請
	求対象普通株式等」という。) のいずれかの交付と引
	換えに、その有する D 種種類株式の全部又は一部を
	取得することを請求すること(以下「普通株式等対
	価取得請求」という。) ができるものとし、本会社は、
	当該普通株式等対価取得請求に係る D 種種類株式を
	取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内にお
	いて、(i)請求対象普通株式又は(ii)請求対象普通株式
	等を、当該 D 種種類株主に対して交付するものとす
	る。なお、D 種種類株主は、普通株式等対価取得請
	求を行うに際しては、請求対象普通株式と請求対象
	普通株式等のいずれを対価とするのかを選択するこ
	<u>とができる。</u>
	(2) D 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式
	<u>の数</u>
	(a) D種種類株式の取得と引換えに交付する普通株
	式の数は、普通株式等対価取得請求に係るD種種
	類株式の数に、D 種残余財産分配額を乗じて得ら
	れる額を、次号乃至第(6)号で定める取得価額で除
	して得られる数とする。なお、本号(a)においては、
	第2項第(1)号に定めるD種累積未払配当金相当額
	の計算及び同項第(3)号に定める日割未払優先配当
	金額の計算における「残余財産の分配が行われる
	日」及び「分配日」を「普通株式等対価取得請求
	が効力を生じた日」と読み替えて、D 種累積未払
	配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算す
	る。また、普通株式等対価取得請求に係る D 種種
	類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計
	数に 1 株に満たない端数があるときは、これを切
	り捨てるものとし、この場合においては、会社法
	第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。
	(b) (i)D 種種類株式の取得と引換えに交付する請求
	対象普通株式等のうち、普通株式の数は、普通株
	式等対価取得請求に係るD種種類株式の数に、払
	込金額相当額を乗じて得られる額を、次号乃至第
	<u>(6)</u> 号で定める取得価額で除して得られる数とす

現行定款 変更案 る。また、普通株式等対価取得請求に係る D 種種 類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計 数に 1 株に満たない端数があるときは、これを切 り捨てるものとし、この場合においては、会社法 第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。 (ii)D 種種類株式の取得と引換えに交付する請求対 象普通株式等のうち、金銭の額は、当該普通株式 等対価請求に係るD種種類株式の数に、D種累積 未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を加 えた額を乗じて得られる額とする。なお、本(b)に おいては、第2項第(1)号に定めるD種累積未払配 当金相当額の計算及び同項第(3)号に定める日割未 払優先配当金額の計算における「残余財産の分配 が行われる日」及び「分配日」を「普通株式等対 価取得請求が効力を生じた日」と読み替えて、 種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金 額を計算する。但し当該普通株式等対価取得請求 がなされた D 種種類株式の取得と引換えに交付す ることとなる金銭の額が、普通株式等対価取得請 求が効力を生じた日における分配可能額を超える 場合には、普通株式等対価取得請求がなされた D 種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、 D 種種類株式を取得するものとし、かかる方法に 従い取得されなかった D 種種類株式については 普通株式等対価取得請求がなされなかったものと みなす。 (3) 取得価額は、当初、56.9円とする。 (4) 取得価額は、D 種種類株式発行後の毎月 15 日(当 該日が取引日でない場合には翌取引日とする。以下、 本条において「取得価額修正日」という。)におい て、各取得価額修正日に先立つ連続する20取引日(以 下、本号において「取得価額算定期間」という。 の東京証券取引所が発表する本会社の普通株式の普 通取引の VWAP の平均値 (円位未満小数第2位まで 算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、 得価額算定期間中に次号に規定する事由が生じた場 合、当該 VWAP の平均値は次号に準じて本会社が適 当と判断する値に調整される。) の 92%に相当する 額 (円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。) に修正され(以下、かかる修 正後の取得価額を本条において「修正後取得価額」

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として 作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報 および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知 のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

という。)、

、修正後取得価額は同日より適用される。

但し修正後取得価額が28.5円(但し第(6)号の調整を

現行定款	変更案
	受ける。以下、本条において「下限取得価額」とい
	う。)を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得
	価額とし、また、修正後取得価額が85.4円(但し第
	(6)号の調整を受ける。以下、本条において「上限取
	得価額」という。)を上回る場合には、修正後取得価
	額は上限取得価額とする。
	<u>(5)</u> 取得価額の調整
	(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞ
	れ以下のとおり取得価額を調整する。
	①普通株式につき株式の分割又は株式無償割当
	てをする場合、次の算式により取得価額を調整
	する。なお、株式無償割当ての場合には、次の
	算式における「分割前発行済普通株式数」は「無
	償割当て前発行済普通株式数(但しその時点で
	本会社が保有する普通株式を除く。)」、「分割後
	発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普
	通株式数(但しその時点で本会社が保有する普
	通株式を除く。)」とそれぞれ読み替える。
	調整後 調整的 工得価額 工場価額 工場価額 工場価額 工場価額 工場 工具 工具 工具 工具 工具
	調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降これを適用する。 ②普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。
	調整後 取得価額 調整前 取得価額 × 併合前発行済普 通株式数 近得価額 本 併合後発行済普 通株式数
	調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる 日以降これを適用する。 ③本号(d)に定める普通株式1株当たりの時価を 下回る払込金額をもって普通株式を発行又は本 会社が保有する普通株式を処分する場合(株式 無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに
	取得される株式若しくは新株予約権(新株予約

現行定款	変更案
	権付社債に付されたものを含む。以下本号にお
	いて同じ。)の取得による場合、普通株式を目的
	とする新株予約権の行使による場合又は合併、
	株式交換若しくは会社分割により普通株式を交
	付する場合を除く。)、次の算式(以下、本条に
	おいて「取得価額調整式」という。) により取得
	価額を調整する。取得価額調整式における「1
	株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資
	の目的とする場合には、当該財産の適正な評価
	額とする。調整後取得価額は、払込期日(払込
	期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)
	の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日
	を定めた場合は当該基準日(以下、本条におい
	て「株主割当日」という。)の翌日以降これを適
	用する。なお、本会社が保有する普通株式を処
	分する場合には、次の算式における「新たに発
	行する普通株式の数」は「処分する本会社が保
	有する普通株式の数」、「本会社が保有する普通
	株式の数」は「処分前において本会社が保有す
	る普通株式の数」とそれぞれ読み替える。
	dec.)
	<u>(発行済</u> 新たに発行する
	<u>調</u> <u>普通株式</u> <u>普通株式の数</u> <u>数一</u>
	<u>整</u> <u>当会社が</u>
	保有する ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
	<u>取 = 取 × 普通株式 </u>
	得 得 の数) 当たりの時価
	───────────────────────────────────
	+新たに発行する普通株式の数 ④本会社に取得をさせることにより又は本会社
	に取得されることにより、本号(d)に定める普通
	株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当
	たりの取得価額をもって普通株式の交付を受け
	ることができる株式を発行又は処分する場合
	(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式
	の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払
	込期間の最終日。以下本④において同じ。) に、
	株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日
	(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は
	当該基準日。以下本④において同じ。)に、また
	株主割当日がある場合はその日に、発行又は処
	分される株式の全てが当初の条件で取得され普
1	

現行定款 変更案 通株式が交付されたものとみなし、取得価額調 整式において「1株当たり払込金額」としてか かる価額を使用して計算される額を、調整後取 得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の 翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力 が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある 場合にはその日の翌日以降、これを適用する。 上記にかかわらず、取得に際して交付される普 通株式の対価が上記の時点で確定していない場 合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点 において発行又は処分される株式の全てが当該 対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交 付されたものとみなして算出するものとし 該対価が確定した日の翌日以降これを適用す る。 ⑤行使することにより又は本会社に取得される ことにより、普通株式1株当たりの新株予約権 の払込価額と新株予約権の行使に際して出資さ れる財産(金銭以外の財産を出資の目的とする 場合には、当該財産の適正な評価額とする。 下本⑤において同じ。) の合計額が本号(d)に定 める普通株式1株当たりの時価を下回る価額を もって普通株式の交付を受けることができる新 株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当 ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日 に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力 が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準 日を定めた場合は当該基準日。以下本⑤におい て同じ。) に、また株主割当日がある場合はその 日に、発行される新株予約権全てが当初の条件 で行使され又は取得されて普通株式が交付され たものとみなし、取得価額調整式において「1 株当たり払込金額」として普通株式1株当たり の新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に 際して出資される財産の普通株式1株当たりの 価額の合計額を使用して計算される額を、調整 後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる 新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無 償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日 以降、また株主割当日がある場合にはその翌日 以降、これを適用する。上記にかかわらず、取 得又は行使に際して交付される普通株式の対価

本資料は、一般の株主および投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、当社が発行する証券の勧誘を目的として 作成されたものではありません。本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報 および一定の前提または仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知または未知 のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

が上記の時点で確定していない場合は、調整後

現行定款	変更案
	取得価額は、当該対価の確定時点において発行
	される新株予約権全てが当初の条件で行使され
	又は取得されて普通株式が交付されたものとみ
	なして算出するものとし、当該対価が確定した
	日の翌日以降これを適用する。但し本⑤による
	取得価額の調整は、本会社又は本会社の子会社
	の取締役、監査役又は従業員に対してストッ
	ク・オプション目的で発行される普通株式を目
	ー
	<u>る。</u>
	(b) 本号(a)に掲げた事由によるほか、本(b)①乃至
	③のいずれかに該当する場合には、本会社は D 種
	種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその
	旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及
	びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の
	調整を適切に行うものとする。
	①合併、株式交換、株式交換による他の株式会
	社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収
	分割、吸収分割による他の会社がその事業に関
	して有する権利義務の全部若しくは一部の承継
	又は新設分割のために取得価額の調整を必要と
	<u>するとき。</u>
	②取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接し
	て発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価
	額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方
	の事由による影響を考慮する必要があるとき。
	③その他、発行済普通株式数(但し本会社が保
	有する普通株式の数を除く。) の変更又は変更の
	可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の
	調整を必要とするとき。
	(c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、
	円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位
	を四捨五入する。
	(d) 取得価額調整式に使用する普通株式 1 株当た
	りの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立
	つ連続する 20 取引日の東京証券取引所が発表す
	る本会社の普通株式の普通取引の VWAP の平均値
	<u> </u>
	(e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整
	後取得価額と調整前取得価額との差額が 0.1 円未
	満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行
	わない。但し本(e)により不要とされた調整は繰り
	越されて、その後の調整の計算において斟酌され

変更案
変更案 (6) 前号の規定により取得価額の調整を行う場合には、上限取得価額及び下限取得価額についても、「取得価額」を「上限取得価額」又は「下限取得価額」を「上限取得価額」又は「下限取得価額」と記念を対価とする取得請求権) 5. (1) D種種類株主は、平成32年7月31日以降の日を取得日(以下、本条において「償還請求日」という。)としていつでも、償還請求日の30取引日前までに本会社に対して書面による通知(撤回不能とする。以下「D種種類株式償還請求事前通知」という。)を行った上で、本会社に対して、金銭の交付と引換えに、その有する D種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下、本条において「償還請求」という。)ができるものとし、本会社は、当該償還請求に係る D種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該償還請求に係る D種種類株式の数に次号に定める D種種類株式 1 株当たりの償還価額を乗じて得られる額の金銭を、当該 D種種類株主に対して交付するものとする。但し当該償還請求がなされた D種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における分配可能額を超える場合には、償還請求がなされた D種種類株式を取得するものとし、かかる方法により、D種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかった D種種類株式については、償還請求がなされなかったものとみなす。 (2) D種種類株式 1 株当たりの償還価額は、以下(i)又は(ii)の算式に基づいて算定される額のうち、高い価額とする。
かかる方法に従い取得されなかった D 種種類株式については、償還請求がなされなかったものとみなす。 (2) D 種種類株式 1 株当たりの償還価額は、以下(i)又は(ii)の算式に基づいて算定される額のうち、高い価

現行定款	変更案
	上記算式(i)(ii)における「D種日割未払優先配当金額」
	は、償還請求日が D 種優先配当期間内の場合は、当
	該償還請求日の属する D 種優先配当年度において、
	償還請求日を基準日として優先配当金の支払がなさ
	れたと仮定した場合に、第1項第(2)号(a)に従い計算
	される優先配当金額相当額とし、償還請求日が D 種
	優先配当期間経過後の場合は、零とする。
	また、上記算式(ii)における「パリティ」は、D 種種
	類株式償還請求事前通知を行った日の本会社の普通
	株式の終値をD種種類株式償還請求事前通知を行っ
	た日において有効な修正後取得価額で除した数(小
	数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入す
	<u>る。)とする。</u>
	6. D 種種類株式を譲渡により取得するには、本会社
	<u>の取締役会の承認を受けなければならない。</u>
(新設)	第 13 条の 6(株式の併合又は分割、募集株式の割当て
(A) IBX)	等)
	式又はD種種類株式について株式の分割又は併合を
	行わない。
	<u>ハル・・・</u> 本会社は、A 種種類株主、B 種種類株主、C 種種類株
	主又はD種種類株主には、募集株式の割当てを受け
	る権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を
	<u></u> 与えない。
	 当会社は、A 種種類株主、B 種種類株主、C 種種類株
	主又は D 種種類株主には、株式無償割当て又は新株
	予約権無償割当てを行わない。_
	Andreas de la companya de la company
	第13条の7(優先順位)
	1. A種優先配当金、B種優先配当金、C種優先配当金、
	D種優先配当金、B種累積未払配当金相当額、C種累
	積未払配当金相当額、D種累積未払配当金相当額、D
	種普通配当金及び普通株式を有する株主又は普通株
	式の登録株式質権者(以下「普通株主等」と総称する。
	る。) に対する剰余金の配当の支払順位は、C 種累積 土北町半条相半類及び D 種界積土北町半条相半類が
	未払配当金相当額及び D 種累積未払配当金相当額が 第1順位(それらの間では同順位)、C 種優先配当金
	男工順位(それらの同では同順位)、C種愛先配当金 及びD種優先配当金が第2順位(それらの間では同
	展位)、A 種優先配当金、B 種優先配当金及びB 種累
	順位、A 僅優元配当並、D 僅優元配当並及び D 僅条 積未払配当金相当額が第 3 順位(それらの間では同
	順位)、D種普通配当金及び普通株主等に対する剰余

現行定款	変更案
	金の配当が第 4 順位(それらの間では同順位)とす
	<u> </u>
	2. A 種種類株式、B 種種類株式、C 種種類株式、D 種
	種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払
	順位は、C 種種類株式及び D 種種類株式に係る残余
	財産の分配を第 1 順位(それらの間では同順位)、B
	種種類株式に係る残余財産の分配を第 2 順位、A 種
	種類株式に係る残余財産の分配を第 3 順位、普通株
	式に係る残余財産の分配を第4順位とする。
	3. 本会社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う
	額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配
	を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順
	位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために
	必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の
	配当又は残余財産の分配を行う。_
(新設)	第19条の2(種類株主総会)
	第11条第1項の規定は、定時株主総会と同日に開催
	される種類株主総会にこれを準用する。
	第15条、第16条、第17条第1項、第18条及び
	第19条は、種類株主総会にこれを準用する。
	第17条第2項の規定は、会社法第324条第2項の
	規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。